

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

第4日目

令和5年9月15日

○出席委員

委員長	南川 則之	副委員長	瀬崎 伸一
委員	世古 雅人	委員	山本 欽久
委員	中村 浩二	委員	濱口 正久
委員	山本 哲也	委員	戸上 健
委員	木下 順一	委員	坂倉 広子
委員	尾崎 幹	委員	世古 安秀
議長	河村 孝		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

特別会計及び企業会計

・立花副市長

(国保)

・中井市民課長、大田係長

・世古税務課長、上村補佐、杉本係長

(介護)

・榎健康福祉課長、辻川補佐、小阪係長、河村係長

(定期)

・山本定期船課長、西根補佐、福田補佐

(下水)

・勢力水道課長、河原補佐、奥村係長

(後期高齢)

・中井市民課長、大田係長

(水道)

・勢力水道課長、杉田補佐、河原補佐、重見係長、吉崎係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 岩井 太

次 長 兼
議事総務係長 平山 智博

(午前 9時00分 再開)

○南川則之委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから予算決算常任委員会を再開します。

それでは、本日は、認定第1号のうち、特別会計の決算認定、認定第2号、令和4年度鳥羽市水道事業会計決算認定について、議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査であります。

それでは、審査に入ります。

令和4年度鳥羽市介護保険事業特別会計について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課長の榎です。おはようございます。

令和4年度の鳥羽市介護保険事業特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

総括のほうです。

決算成果説明書の335ページをご覧ください。

介護保険事業の全体的な総括といたしましては、令和4年度は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の中間年となり、「老いても活き活き鳥羽～最期まで自分らしく暮らし続けられるまちへ～」を基本理念に、「最後まで自分らしく暮らせるために介護予防を推進」「認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進」を柱として事業に取り組んでまいりました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け延期していた事業として、在宅医療・介護への理解を深めていただくための市民公開講座を、市内5会場でウェブを利用して開催することができました。この講座では、アドバンス・ケア・プランニング、エンディングノートなどのお話をしました。

新たに実施した事業といたしましては、9月のアルツハイマー月間に合わせ、市立図書館に認知症に関する本を紹介する特設コーナーをつくり、当事者や介護職員の声の紹介も行いました。

予算執行を伴わない事業といたしましては、認知症予防の普及啓発のための認知症サポーター養成講座や、「介護保険と高齢者福祉」をテーマにした出前トークを開催しました。

介護保険事業において、認知症への取組は大きな柱の一つと位置づけており、その取組には行政だけでなく、認知症サポーターや関係機関、支援団体、地域の方々との連携が重要であると考えています。自立支援をはじめ、包括的な支援体制の推進のほか、地域の見守りなどのできる範囲の小さな支え合いを重ねることで、できるだけ地域に暮らし続けられるよう、事業に取り組んでいく必要があると考えております。

それでは、歳入の状況をご説明申し上げます。

成果説明書の335ページ、中段の歳入の状況をご覧ください。

歳入の決算額は、前年度より6,194万8,000円減の27億9,070万2,000円で、2.2%の減少となりました。その内訳は、下の図と表をご覧ください。

減少の主な要因は、その他の繰越金の減少によるものです。

なお、事業に要する費用は、336ページ上段の介護保険給付の財源の表に示す割合で、国、県、市、被保

険者がそれぞれ負担しています。

続きまして、歳出の状況でございます。

335ページの一番下の段をご覧ください。

歳出の決算額は、前年度より4,550万6,000円減の27億5,441万3,000円で、1.6%の減少となりました。その主な要因は、過年度国庫支出金等返還金及び基金積立金の減少によるものです。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明させていただきます。

成果説明書336ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費につきましては、予算現額5,804万2,000円に対しまして、決算額は5,719万8,000円でした。

中事業名、総務給与等管理費におきましては、介護保険の給付、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課徴収のほか、第8期介護保険事業計画の進捗管理、介護保険給付適正化事業、介護保険サービス事業所の指定等に関する事務のほか、認定調査・審査会業務を鳥羽志勢広域連合に委託し、介護保険事業運営に取り組みました。

事業内容に大きな変動はありませんが、保険料の収納状況につきましては、337ページの上段の表のとおりで、令和4年度は、調定額5億2,715万3,000円に対し、5億1,661万7,000円を収納しており、収納率は98%で前年度に比べ微増となりました。

次に、不納欠損についてご説明申し上げます。

別紙資料として提出させていただいております資料、健康福祉課1の2ページ目、介護保険料不納欠損集計表をご覧ください。

令和4年度の不納欠損処分の総数は416件で、332万1,630円を時効、行方不明等の理由で欠損処分いたしました。不納欠損の決定に当たっては、預貯金の調査や電話催告を行った上で課内で検討し、徴収不能なものについて、市税等滞納金調査整理委員会で決定していただいております。

それでは、各事業についてご説明させていただきます。

成果説明書337ページ下段の目2連合会負担金、中事業名、第三者行為求償事業につきましては、予算現額11万7,000円に対しまして、決算額は11万6,000円でした。交通事故等により要介護状態になった方が利用した介護サービス給付費について、加害者側に請求すべき事案があり、国保連合会にその請求について事務委託を行った分の事務費負担金を執行しております。

次に、338ページ中段の2項趣旨普及費、目1趣旨普及費につきましては、予算現額5万円、決算額ゼロ円で、チラシ等の作成を職員がしたことから予算の執行はありませんでした。

続きまして、成果説明書338ページ下段をご覧ください。

2款保険給付費、1項介護及び予防給付費、目1介護サービス等諸費です。予算現額26億2,939万4,000円に対し、決算額は26億397万9,000円でした。中事業名、介護サービス等諸費給付事業では、前年度と比較して要介護認定者数は27人減少、居宅・地域密着型サービス利用者は41人の減少、施設サービス利用者は2人の減少となりましたが、給付費の総額は1,242万2,000円の増額となりました。

339ページ、説明欄一番上の主な経費について、医療費等負担金のサービス給付の大別では、居宅サービ

ス給付費は11億8,905万円で、前年度比3,983万7,000円、3.3%の減少となっております。減少の主な理由としましては、訪問系サービス、通所系サービス、地域密着型サービスが減少したことによるものです。

また、施設サービス給付費は14億1,492万9,000円で、前年度比5,225万9,000円、3.8%の増加となりました。増加の主な理由といたしましては、有料老人ホーム、老人保健施設の利用の給付が増加したことによるものです。

なお、サービス給付費の概要につきましては、340ページ上段の表に記載のとおりでございます。

続きまして、同ページの下段をご覧ください。

目2審査支払手数料でございますが、予算現額159万円に対しまして、決算額は156万4,000円でした。各事業所からの介護保険給付費請求に対し、国保連合会が行う審査支払事務に係る手数料を支払っております。主な経費は、手数料で156万4,000円を支出しました。

続きまして、成果説明書341ページをご覧ください。

3款地域支援事業費、1項地域支援事業費、目1地域支援事業費では、予算現額6,404万1,000円に対しまして、決算額は5,299万4,000円でした。中事業名、介護予防・生活支援サービス事業につきましては、予算現額3,378万5,000円に対しまして、決算額は2,878万円となりました。要支援認定者・事業対象者に対し、訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメント等、必要なサービス給付を行いました。

サービス給付費の概要、介護予防ケアマネジメントの委託事業所作成件数の内訳につきましては、記載の表のとおりとなっております。

続きまして、成果説明書343ページをご覧ください。

中事業名、包括的支援事業・任意事業につきましては、予算現額2,993万7,000円に対しまして、決算額は2,406万9,000円でございます。高齢者が要介護状態になっても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう包括的な支援を行いました。

包括的支援事業では、在宅医療・介護連携事業、認知症支援事業、地域ケア個別会議開催の三つの取組を行っています。そのうち認知症支援事業では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしていただくため、認知症の方やその家族の支援を行っており、認知症初期集中支援チームの相談対応をはじめ、認知症サポーター養成講座や認知症予防の周知啓発などに取り組みました。

次のページの任意事業では、高齢者が住み慣れた地域で安心して少しでも長く自立した生活を継続していくための支援として、お気おたより便の発送や見守りなどの取組を行っております。

続きまして、成果説明書344ページ下段から346ページ上段をご覧ください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は、予算現額50万円に対し、決算額30万8,000円、目2第1号被保険者還付加算金につきましては、予算現額1万円では執行はありませんでした。目3償還金につきましては、予算現額3,242万9,000円に対し、決算額は3,242万8,000円で、国・県補助金等の精算確定に伴い超過額を返還したもので、事業の内容に大きな変化はございません。

続きまして、成果説明書346ページ中段をご覧ください。

2項繰出金、目1他会計繰出金につきましては、予算現額581万9,000円に対しまして、決算額は同額の581万9,000円でした。こちらの支出は、重層的支援体制整備事業の実施に係る介護保険料負担分を一般会計に繰り出したものでございます。

最後に、6款基金積立金、1項基金積立金、目1介護保険給付準備基金積立金につきましては、予算現額8,000円に対して決算額は7,000円です。介護保険料給付準備基金積立に係る利息分の積立てでございます。

介護保険事業特別会計の決算説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

335ページから346ページの間でご質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 339ページの高齢者の状況というところで、やっぱり65歳から75歳より75歳以上が増えとるわけです。これに関してはやっぱり経費というものは上がっていくものなんですか。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 健康福祉課、辻川です。よろしくお願ひします。

やはり75歳以上の後期高齢者になりますと、これまで健康でご自分で動けていた方も、やはり少しずつ動けなくなったりとかリスクは生じてきます。それに伴って医療費であるとか介護保険を利用される方も増えてきますので、市としましてはそういう方がいつまでも元気でいられるように、介護予防であるとか、そういうところに力を入れているところです。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 いろいろな取組してもうと思ひますけれども、その成果がどうやっていう話まではいけへんと思うんやけれども、やっぱり要介護は4、5が増えとるということにこれは比例しておるんですか。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 やはりリスクが高い後期高齢者が増えてくると、そういう部分で介護保険の介護認定の部分でも少し重めの介護4、5の方が増えてくるところは比例してくるかなと思ひしております。

以上です。

○尾崎 幹委員 ありがとうございます。

以上です。

頑張ってください。もうそれしか言いようがない。増えていく一方やで。ありがとうございます。

○南川則之委員長 ほかに。

濱口委員、何ページですか。

○濱口正久委員 335ページの予算執行を伴わない事業のところに出ています認知症サポーター養成講座です。

343ページの包括支援事業・任意事業の中にも認知症支援事業の中に出てきていますけれども、このサポー

ター養成講座6回開催していただいて、参加者延べ69人に受けていただきましたけれども、この認知症サポーター養成講座の目的の中に認知症について普及啓発とありますけれども、養成講座まで受けていただいた方に、本来担っていただきたいところとか狙いとかというのはあるのでしょうか。

○南川則之委員長 河村係長。

○河村係長 健康福祉課、長寿介護係の河村です。よろしくお願いします。

認知症サポーター養成講座の目的といたしましては、やはり認知症のことを理解した上で接していただくということと、あと見守り支援ということで、地域の中で見守っていただく方を増やしていく。今後は、その方たちが地域の中で、身近な人たちへ声かけしながら、例えばもうごみ出しの日が分からないとかいう方が見えるのであれば、その方に対して、今日はごみを出す日やよという声かけとか、生活の中に密着した支援のほうにつなげていければなというふうに考えております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、その地区の町内会なり自治会なりと連動しながら、健康福祉課のほうから認定受けた方ということで通知が行って、その方々と一緒に動いていくというような考えでよろしいのでしょうか。

○南川則之委員長 河村係長。

○河村係長 今の段階では、認定を受けた方を、町内会とかその方に対してどの方がというお知らせの部分では、やはり個人情報というところもありますのでお伝えはできませんけれども、地域の中でやはり皆さん、少し様子が変わってきたなというところが分かっている方がほとんどやと思いますので、その辺で気づいていただいて、そこから声かけをしていただくという形で、それ以上に介護が必要になってきたなと思われるときには、また、介護サービスのほうにつなげていただくという流れを考えております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうしますと、その方々が地域の中で自主的にボランティア活動しながら、地域の中の見守りをして、それを何かあったときにこちらのほうにつないでいただくというような格好でよろしかったでしょうか。

○南川則之委員長 河村係長。

○河村係長 委員おっしゃるとおりで、そのように考えております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 じゃ、この認知症サポーターの方々に報償はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○南川則之委員長 河村係長。

○河村係長 サポーター養成講座のサポーターさんに関しては、無償ボランティアという形をお願いさせていただいています。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 有り難い方々やと思うんです。そういうふうに地域の中で見守りをしていただく方を増やしていく、それが参加延べが69人、実際どれくらいおるか分かりませんが、そういう方々が地域の中で少しずつ増えていけば、いろんなことの困り事に関して早い段階からつながっていただけるんじゃないかなと思いますので、ぜひともこれは活動していただきたいんですけれども、この方々への何か後のフォローアップと

か、例えば次のステップアップの方法だとかいうのは用意されているのでしょうか。

○南川則之委員長 河村係長。

○河村係長 ステップアップ講座というのを開催させていただいて、困った事例とか、あと対応について、今後深めていけるような講座のほうを準備しています。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。有り難い方々で、しっかりとその辺のところは無理のないように、サポーターのこともこちら側からしっかりと見守っていただいて、無理のないような範囲でやっていただければと思います。ありがとうございます。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

世古安秀委員、ページ数言ってください。

○世古安秀委員 342ページの下の一般介護予防事業ですけれども、この数字、65歳以上の人が7,000人、そういうふうな数にきているということで、非常に鳥羽市も高齢化がどんどん進んできていると思うんですけれども、その介護予防事業の中で私は一番大事なところは、やっぱりお出かけをするということだと思うんです。その家にいないで、閉じ籠らないでどこかへ、近所へ出かける。あるいは鳥羽へ出かける。いろんなところへ出かけるということが、お出かけをするということが大事だと思うんですけれども、この事業の中にそういうお出かけの事業というのを、ちょっと聞き逃したんかも分かりませんが、どの辺にうたわれているのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 この一般介護予防事業のところでは、直接お出かけしてもらおうような仕掛けのところの予算は特にのっていないんですけれども、例えば一般会計のほうで移動販売の事業、それは外へ出ていってもらおうための事業として健康福祉課としては考えております。

あと、一般会計のほうで、これもサロンの運営であるとか老人クラブ活動というところがありますので、そういうところに、ここの地域リハビリテーション活動支援事業というところで、包括支援センター所属の理学療法士が運動の指導に行ったりとかそういう部分で、お出かけしてきた先に今こちらの専門職が対応しに行くというようなところで、この一般介護予防事業のところは予算を多めにしております。

以上です。

○南川則之委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 移動販売とか、地域でのサロンとかというのは、その地域の範囲内でなかなか動きがないと思いますので、私はやっぱりもっとバスへ乗って鳥羽へ来るとか、定期船に乗って鳥羽のほうへ買物に来るとか、そういうふうな事業をやったりちょっとやって、鳥羽のほうでまた買物をしたところでほかの人と会うたりというふうな、話をしたりというふうな、そういうところが一番やっぱり大事なところであるんかなと思うんですけれども、今後の話になりますけれども、もうそういう事業をぜひやっていただきたいと思うんですけれども、課長、その辺についてはどうですか。

○南川則之委員長 健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 介護保険事業の特別会計の中で、交通であったりとかいうところまでの事業はちょっと考え

ておりません。ただ、先ほど言うたように、近所に出かける、家から外に出ていただく。その先にいろいろな介護に関する、もしくは認知症に関するような仕掛けというものを、積極的なアプローチをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○南川則之委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 ちょっと介護予防の事業では考えていないというふうなところでしたけれども、私はやっぱり一番大事なところは、介護保険のほうでは考えていないというふうなところでしたけれども、大事なところは、やっぱり介護予防のためには、鳥羽のほうに出かける、買物をすると、話をするというところが、先ほど言いましたけれども、そういうところが一番大事だと思いますので、今後そういうふうなことも踏まえて、今後の事業を介護予防事業に力を入れていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 345、346で、返還金、去年と比べると半分になっていますね。それはそれなりのしっかりとやってきた裏づけやと。先ほど課長が言われたように、事業には支障がないといっても。

ただ、この下の積立金、去年2,500万円、積み立てていますよね。今回、利子だけって聞いている。その去年との差でここまで積立金の違いいうんはどういう見方したらいいんですか。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 基金の積立てのところなのですが、介護保険は3年で1期が回っております。その中で、今、第8期が令和3、4、5年度で動いておりますが、初年度、令和3年度はその保険料、介護保険料の部分が、3年間で保険料を想定しております。その分が初年度は少し余るといって変ですけども。

(「ゼロになるわけや」の声あり)

○南川則之委員長 尾崎委員、ちょっと説明を聞いてください。

○辻川課長補佐 それで、初年度、3年度は少し繰越しが多くなるので、その部分で基金を積めた。4年度に関しては、そのあたりも含めてですが、ちょっと少し繰越しの部分で、返還金等もございますので、そのあたりを考慮してちょっと基金に積むところまではいかなかったというところですよ。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり3年に一度、そういう形で毎回積み立ててきたわけですか、介護保険制度が始まってから。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 基金に積立てを行ったのは、令和3年度が初めてになっております。それまで、基本的には介護保険料を、3年間の介護給付であるとか、その他の事業の部分で賄える介護保険料を設定していく必要がありますが、ただ、介護給付が想定より伸びた場合であるとかということになると、保険料が、収納の予定額を超えた収納をしないといけなくなるということになります。これまでは、その給付の伸びがかなり想定よりも

高かったというところもあって、場合によっては県の基金からお金を借りないといけないというような状況もございました。それを県から基金を借りると、次の期の3年間で3分の1ずつ返還をしていくというような形になっております。それが、7期のときには県の基金の借入れがございませんでしたので、初めて令和3年度、8期のときに基金に幾らか積むことができたということになっております。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱりシビアにやっとならね。収納がうまいこといかへんと、やっぱりこの基金が物を言うということで、それがなくなるとは県のあれを借りてくるという。

これはもう年度先に、大体これぐらい出してしるわけですから、予算組むわけですよ。その間に足りん部分が出てくるっちゃうのは、やっぱり払ってこないという部分が出てくるんが要因になるんかな。物価高騰とかそんなんがあると思うんやけれども、主なその原因になるものはなんですか。そこまでは。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 保険料は、今のタイミングですと、次、第9期が令和6年度から始まってきます。令和6、7、8の3年の介護給付等で使う想定額に対して介護保険料で想定してくる分は、その総費用の23%を介護保険料で賄うことになっております。そこを想定額に見合う保険料を設定していく形になるんですが、その想定する介護給付の費用とかが、やはり想定以上に伸びた場合であるとか、物価高騰等の影響もあつたりとかもするかもしれないんですが、基本的には、その給付が想定より伸びると、どうしてもちょっと保険料の部分が、また次回以降、上昇する要因になつたりとか、そういうような形にはなつてきます。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱりこの扱つとる金額は、大きいわけですよ。その変動によって。

これ、何人でやっとなら。作業というか。職員。この変動がやっぱりあるわけですから、いろいろな。各費目によって全部変動がありますよ。今なんか特に。これを職員何人でやっとならですか。27億円を。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 長寿介護係、介護保険担当している職員は、正規職員で4名と任用職員1名の合計5名で、介護保険と高齢者の福祉の担当をしております。

○南川則之委員長 尾崎委員、よろしいですか。

○尾崎 幹委員 ありがとうございます。頑張ってください。もう本当にシビアな計算してもうて、ありがとうございます。

○南川則之委員長 褒めたってください。

ほかにございませんか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 4点、お聞きします。

まず、全体、335ページ、総括部分で、介護保険計画の、今、8期目のちょうど中間点です。令和5年度で8期が終わります。全体の決算は、決算状況では、実質収支が3,628万円の黒字ということになってお

ります。令和3年度も5,273万円の黒字。ですからこの8期は、介護保険料は180円値下げしたけれども、順調に財政状況は来ていると。令和5年度を今迎えているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 先ほどの戸上委員の繰越しの部分ですね。令和3年度は約5,273万1,000円、そのうち過年度の返還金が3,400万円ほどありましたので、実質は1,700万円ほどになっております。令和4年度に関しましては、繰越しが3,628万9,000円に対して、返還金の予定額は1,100万円ほどになっております。これが実質2,400万円ほどが、ちょっと繰越しの中での部分になっております。

保険料の想定の中で順調には行っているかなと思っておりますが、どうしても介護給付費の部分は、毎年増加の一途をたどっておりますので、またちょっと保険料、今年度見直しをしていく中ではいろいろ検討していく必要があるかなとは思っております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 介護保険料の鳥羽市の額は、県下でも高いほうです。ですから、第9期目指して、第8期も非常に頑張っていたいただいて値下げしたんで、9期もそういう方向で頑張っていたきたいというふうに思います。

○南川則之委員長 戸上委員、続けてください。

○戸上 健委員 2点目、339ページ、給付事業についてお尋ねします。

要介護認定者、先ほども出ていましたけれども、に対する居宅地域密着型サービス利用者です。要支援の1、2は認定者に比べてこのサービス利用者というのは50%内外です。要介護1、2になりますともう90%前後ということになります。要介護5は126人認定されて、居宅地域密着型サービスを受けている利用者は52人と半分以下になっております。ということは、要介護5ですから、ほとんどの方が施設入所しているという理解でよろしいでしょうか。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 戸上委員おっしゃられるとおり、この339ページの下の方、施設サービス利用者数のところの要介護5のところ、特養、特別養護老人ホームであるとか、老健、老人保健施設、このあたりが46名、20名になっておりますので、約半数の方が施設の利用というところになっております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そこで、3点目お伺いします。

この特養に入所できるのは、要介護4、5、それと要介護3の場合も状況によって入所できるということになっております。しかし、鳥羽市の場合は、入所を希望してもなかなか特養に入れられないという待機者、これが毎年おります。現在、令和4年度の締めで待機者何人おりましたでしょうか。

○南川則之委員長 小阪係長。

○小阪係長 健康福祉課、長寿介護係、小阪です。

三重県で令和4年度の調査によると、93名です。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 93人。そういう方々が令和4年度、今、待機者、令和4年度で93人ですけれども、それまでも令和3年度から待機して、令和4年度で入所できた人の平均の待機月数というのはどれぐらいになりますでしょうか。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 なかなか待機月数までは、ちょっとこちらでも把握しておらないところになっております。以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 2年前のこの決算審査で、私お伺いしたときに、もう半年ぐらいで、1年から半年で待機者はほぼ入所できますという答弁があったんですけれども、辻川さん、それちょっと分からない状況になっておりますか。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 特別養護老人ホームの場合ですと、重度の方が入所される施設になっております。タイミングという大変ですが、亡くなられたり、入院されて長期入院になると、入所の定員が空いてきますので、それで順番で入っていきける。緊急度が高い方から順番で入っていきけるというところで、以前の回答としては、大体おおよその部分で6か月から1年ぐらいに入れるというところで回答させていただいておまして、基本的にはそれぐらいのペースでは入られているかなというところではありますが、ちょっと全てを統計を取っているわけではないので、もうこれぐらいあれば入れますというところまでは、ちょっとなかなか明言しにくいところかなとは思っています。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。

議員の皆さん同じだというふうに思いますけれども、こういう要望があつて、どれだけ待たればいいんやと、入れるんやということが出ます。その待機者、亡くなられたりして出るということで、見通しがつかないので、それは定かに言えませんが、担当課はそういう方向だということでした。

最後、4点目、340ページ、介護サービス支給事業についてお尋ねします。

6月補正で、私お聞きしたんですけれども、今、国のほうはケア労働者の処遇改善、これをやりました。それでこれは民間、公にかかわらず処遇改善を、介護事業労働者、従業者の人はアップするということになりました。この反映の結果というのは、令和4年度時点で分かりますでしょうか。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 国は、令和4年度の前半はその補助金というような形で、各事業所に職員さんの処遇改善の部分で補助金という形でしております。令和4年10月からは、介護サービス費のこの給付の部分で、その加算というような形で取るような形になっております。

加算のところのちょっと細かいところまでは、なかなか把握はできていないところなんですけど、各事業所さんがその加算を取っていただくことで、職員さんの、これまでの処遇改善加算プラス、もう一個新しい加算が

増えておりますので、そういう部分で職員さんの待遇改善というところにはつながっているかなとは考えております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 額は判明しないけれども、ソーシャルケースワーカーの皆さんの処遇が、令和4年度、ある程度改善されたという理解でよろしいですか。分かりました。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 はい、了解です。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため休憩いたします。

説明員入退室後すぐに始めますので、よろしく願いいたします。退室、お願いします。

(午前 9時39分 休憩)

(午前 9時43分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

令和4年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○中井市民課長 おはようございます。市民課、中井です。よろしく願いいたします。

令和4年度の国民健康保険事業特別会計の決算について説明をいたします。

決算成果説明書の318ページをご覧ください。

まず、総括でございます。

国民健康保険事業は、平成30年度に国保財政一元化が実施され、三重県が責任主体となり、県内の市町と共に国保財政を運営しております。また、財政一元化の目的の一つとして、国民健康保険料、うちでいうと税なんですけど、この水準の統一が挙げられております。将来的な統一を目指して段階的に進めると、今のところされております。本市としましても、健康づくりの推進や医療費の適正化、保険税の収納率向上を図りながら、各支援制度の中では、その取組と努力を結果に反映できるように努めております。

令和4年度は、市町国保広域化連携会議において、令和11年度末までに県内全市町が、保険料の賦課方式を3方式で統一することが決まりました。これにより、当市が採用している4方式、いわゆる資産割というのが入っておるやつですが、これを変更していく必要がございますので、これにつきましては今後順次改正を行っていきたいと考えております。

本市の保険給付の状況としましては、1人当たりの受診件数及び保険給付費がともに増加しており、被保険者数や保険税収入の減少が続く中、財政状況は厳しくなりつつあると言えます。

今後も医療費の増加が見込まれますが、国民健康保険事業の健全な運営に向けて、三重県と連携し、医療費適正化や保健事業の取組を継続して推進していきたいと考えております。

それでは、令和4年度の決算状況のほうを説明させていただきます。

成果説明書の318ページの下段と319ページの上段のほうを併せてご覧ください。

予算現額29億2,400万円に対し、歳入決算額28億1,295万3,000円、歳出決算額は27億4,608万2,000円となり、差引き6,687万1,000円の黒字となりました。ただ、単年度収支は2,815万7,000円の赤字となっております。

歳入の状況につきましては、決算額28億1,295万3,000円で、前年度より1億9,083万1,000円の減額となっており、主な要因は、被保険者数の減少等により、国民健康保険税が6,285万4,000円の減額となったことに加えて、県支出金の普通交付金及び特別交付金が合わせて1億2,786万円の減額となったことによるものでございます。一般会計繰入金につきましては、出産育児一時金繰入金が前年度より減額となったものの、令和4年度から始まった未就学児均等割保険税繰入金が皆増となったことから、微増にとどまりました。

では、例年、歳入も決算成果説明書で説明をさせていただいておりますのでこちらで説明し、歳出の際には必要に応じて歳入の説明もさせていただきたいと思っております。

318ページ下の円グラフと横の表をご覧ください。

円グラフのほうは歳入の構成比となっております、全体の71%が県支出金となっております。決算額は19億8,001万9,000円で、割合は昨年度から1%増えましたが、1億2,786万円の減額となっております。

次に、保険税は全体の18%で、割合は昨年度から2%減っております。決算額は5億698万7,000円でございます。

国民健康保険税の収納率等は、後ほど歳出で説明をさせていただきます。

その他、繰入金は全体の8%で、全て一般会計からの繰入金で2億2,493万2,000円でございます。繰越金は昨年度より増額の9,502万8,000円、諸収入では延滞金など598万6,000円となりました。

歳入は以上でございます。

続きまして歳出の状況としましては、決算額27億4,608万2,000円で、前年度より1億6,267万4,000円の減額となりました。主な要因は、保険給付費及び国民健康保険事業納付金が、前年度より大きく減額となったことによるものでございます。

それでは、事業の説明に入らせていただきます。

決算成果説明書を基に、前年度と差がない事業や事務経費のみの事業は省略して説明をさせていただきます。

それでは、改めまして319ページの中段をご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は、予算現額4,812万7,000円に対し、決算額4,554万4,000円となっております。1目、2目ともに事業の内容に特に変更はなく、決算額も前年度と大きな変動はございません。

続きまして、320ページをご覧ください。

2項徴収費、1目賦課徴収費では、予算現額431万6,000円に対し、決算額は391万4,000円と

しております。賦課徴収費では、国民健康保険税の収納率向上のための必要な経費を支出しております。引き続き、スマートフォンなどによるキャッシュレス決済での納付を行い、口座振替等を推奨し、保険税の収納管理に努めております。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免では、15人に対し総額404万5,000円の減免を行い、収入が減少した世帯への経済的負担の軽減につなげました。

保険税の収納状況につきましては、321ページをご覧ください。

現年度分と滞納繰越分の調停額及び収納額は、昨年引き続き減少をしております。収納率におきましては、現年度分で96.11%、滞納繰越分で38.02%としており、ともに僅かではあるものの昨年度を下回る結果となりました。

以下、参考として保険税の課税状況及びモデルケース世帯の保険税の試算を記載しております。

続きまして、同ページ下段、3項運営協議会費、1目運営協議会費で、予算現額33万6,000円に対し、決算額は11万2,000円でございます。運営協議会費経費は、事業の内容に特に変更はございません。決算額も前年度と大きな変動はございません。

続きまして、322ページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費は、予算現額17億6,769万1,000円に対し、決算額は16億4,596万2,000円でございます。1目一般被保険者療養給付費は、予算現額17億4,695万円に対し、決算額は16億2,652万7,000円としております。一般被保険者の疾病や負傷に係る診療・治療、薬剤の支給などに要する費用を負担しております。団塊の世代が後期高齢者に移行する時期に差しかかっておりまして、被保険者数が昨年度より461人減少しております。また、被保険者数の減少に伴い給付費負担金も減少しましたが、1人当たりの保険給付費は増加しております。

続きまして、323ページの中段をご覧ください。

2項高額療養費は、予算現額2億8,850万円に対し、決算額は2億5,335万6,000円でございます。そのうち1目一般被保険者高額療養費は、予算現額2億8,800万円に対し、決算額は2億5,299万8,000円としております。一般被保険者の保険診療に係る自己負担額が高額となったときに一部を支給するもので、事業の内容に特に変更はございませんが、負担金は昨年度より2,247万5,000円の減少となっております。

続きまして、同ページの下段になります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費は、予算現額5万円に対し、決算額は0円で、一般被保険者移送費負担金は、対象の実績がございませんでした。

続きまして、324ページをご覧ください。

4項出産育児諸費は、予算現額924万5,000円に対し、決算額は377万円となりました。1目出産育児一時金では、予算現額924万円に対し、決算額は376万8,000円で、一時金の支給件数が、昨年度の17件より約半数の9件となり、大きく減少をいたしました。

続きまして、同ページ下段となります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費は、予算現額245万円に対し、決算額も245万円でございます。

325ページのほうをお願いします。

葬祭費では、支給件数が昨年より5件増の45件でございますが、これに支給をいたしました。

続きまして、同ページの中段です。

6項任意給付費、1目傷病手当金は、予算現額140万円に対し、決算額は49万9,000円としております。新型コロナウイルス感染症の感染等による労務に服することができない被用者に傷病手当金を支給し、経済的負担の軽減を図りました。支給件数は17件となっております。

次に、同ページ下段、3款国民健康保険事業費納付金でございます。3款は、国保財政一元化に伴う、県に支払う各種の納付金でございます。

まず、1項医療給付費分は、予算現額4億7,616万5,000円に対し、決算額も4億7,616万5,000円となっております。1目一般被保険者医療給付費分は、予算現額4億7,611万7,000円に対し、決算額も4億7,611万7,000円でございます。一般被保険者の医療給付費に係る本市の負担分で、前年度より4,938万5,000円の減額となっております。

続きまして、326ページをご覧ください。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、予算現額1億7,347万6,000円に対し、決算額は1億7,347万5,000円で、後期高齢者医療制度の安定運営のために負担金を納付しております。

次に、同ページ下段、3項1目、中事業とも同名称の介護納付金分は、予算現額6,915万2,000円に対し、決算額は6,915万1,000円で、介護保険第2号被保険者が負担する費用となっております。

次に、327ページをお願いします。

4款共同事業拠出金、1項1目、中事業も同名称でございますが、予算現額1,000円、決算額はゼロ円となっておりますが、62円の支出をしております。退職者医療制度に係る事務に要する費用として拠出金を支出しております。

続きまして、5款保健事業費、1項保健事業費、1目、中事業とも保健衛生普及費は、予算現額1,261万8,000円に対し、決算額は1,110万2,000円でございます。保健衛生普及費では、人間ドック、脳ドックを近隣の総合病院で実施して、疾病の早期発見に努めております。

ドック事業においても、まだ残る新型コロナウイルス感染症の影響からか、受診者は前年度より36人減少しております。また、健康づくりセミナーは、前年度に引き続き事業を中止しております。

なお、財源における繰入金の650万円は、一般会計からの基準外繰入れ分でございます。

続きまして、同ページの下段でございます。

2項特定健康診査等事業費、1目、中事業も同名称で、予算現額3,435万7,000円に対し、決算額は2,954万1,000円としております。

328ページをお願いいたします。

特定健康診査等事業費では、メタボリックシンドローム、糖尿病などの生活習慣病を早期発見するために、特定健康診査を無料で実施し、2,274人の方に受診をしていただきました。一方で、特定健診の未受診者、保健指導の未利用者対策としましては、健康年齢通知や健康年齢レポートの送付、未利用者に対して専門職に

よるコールセンターからの架電を実施しております。

また、糖尿病性腎症重症化予防に関する取組として、健診結果等を活用し、受診勧奨を行うとともに、医療機関と連携して専門職による保健指導を実施いたしました。

なお、これらの事業の財源は、県支出金を主に活用しておりますが、繰入金の150万円は一般会計からの基準外繰入れ分でございます。

続きまして、同ページ下段です。

6款基金積立金、1項1目とも同名称でございます。予算現額9,000円に対し、決算額は1,000円でございます。保険支払準備基金積立金では、予算現額9,000円に対し、決算額は1,000円で、定期預金の運用益593円を基金に積み立て、年度末現在高を3,025万5,490円としました。昨年度は運用益のほか1,000万円の積み立てを行いました。今年度は運用益のみとなっております。

329ページをお願いします。

高額医療費資金貸付基金積立金及び出産費資金貸付基金積立金においても、昨年度までと同様に定額預金の運用益を積み立てております。高額医療費資金貸付基金積立金は10円を積み立て、年度末現在高を51万5,670円とし、出産費資金貸付基金積立金は60円を積み立て、年度末現在高を301万4,579円としました。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、予算現額3,310万4,000円に対し、決算額は3,104万円としております。1目と2目では、一般被保険者と退職被保険者等に係る令和3年度以前の保険税に減額更正が生じた際に返還するもので、1目の一般被保険者保険税還付金は、予算現額330万円に対し、決算額が159万7,000円、過誤納金の還付件数等が減少したため決算額も減少しております。2目退職被保険者等保険税還付金は、予算現額20万円に対して該当がありませんでしたので、決算額はゼロ円となっております。

3目と4目は、1目及び2目での還付に伴うものでございますので、3目一般被保険者還付加算金は、予算現額15万円に対し、決算額9,000円で、先ほどの1目の還付金に対して還付加算金が必要なものに支出したものでございます。4目退職被保険者還付加算金は、予算現額2万円で、2目の該当がありませんでしたので、決算額はゼロ円となっております。

最後に、5目償還金の過年度国庫支出金等返還金は、予算現額、決算額とも2,943万4,000円となりました。令和3年度の保険給付費等交付金の精算による交付済額の超過分を返還いたしました。

以上が説明となります。ご審議いただき、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

318ページから334ページについて、ご質疑はございませんか。

中村委員。

○中村浩二委員 318ページの概要の部分で、先ほど説明の中に、この令和4年度は市町国保広域化連携会議においてというところがあるんですけども、そちらはこの賦課方式を、現在4方式から3方式で統一することが決まりましたということなんですけれども、これによって具体的にどのように変化して、それがどう影響を与えるのかというところをちょっとお聞きしたいんですけども、お答えできますでしょうか。

○南川則之委員長 中井課長。

○中井市民課長 ここにありますように、現在、うちは資産割、所得割、均等割、平等割とこの4方式になっております。これの中の資産割というのを、令和11年度までに県下で統一することに昨年度の広域化連携会議で決定されました。現在のところこの4方式を採用しているのが、県内の29保険者のうちの17保険者でございます。58.6%、まだこちらのほうが多いぐらいです。これを全ての市町で3方式に、令和11年度までに統一していただくというようなことが決定されました。

具体的にと言われますと、まだちょっと、もちろん申し上げられない部分はあるんですけども、私どもとしましては、令和11年度、いわゆる令和10年度に条例改正をして、それをばっさり落とすのではなく、今、例えば資産割が100%あるものを段階的にどんどん減らしていく。激変緩和措置といいますか、それを行いたいというふうには考えております。それを2回に分けて落とすのか、3回に分けて落とすのかというのはこれからの審議になるんですが、それを今100%のものをゼロにしていくのに、100%、ゼロで落とすんじゃなくて、100%を70%、30%、ゼロとか、50%、ゼロとか、段階的には落としたいなというふうには考えております。

以上です。

○南川則之委員長 中村委員。

○中村浩二委員 令和11年度末までにとということで、先ほど課長、令和10年度ということですけども、大体他の市町も恐らくそれぐらいということで、10年度というふうにしていらっしゃるのか。何かできるだけ早い段階でということではなく、あくまでも令和10年度で行うというところの何か理由というのがもしあればお聞きいたします。

○南川則之委員長 中井課長。

○中井市民課長 この11年度に向けて、資産割だけではなくて、県内の保険料を統一するためにいろいろ制度が変わってきます。今言われていますのが、7年度と9年度とかには交付金の算定の仕方が変わったりとか、そこら辺がもう既に言われています。まだ具体的な数字は出ていないです。ですけども、それがありますので、それに合わせてうちのほうはやりたいなど。

県内の状況は、まだ各市さんともそこら辺はどうするかというのは、足並みはそろっておりませんし、各市町の状況によって、各市町の中にはまだ国保財政が赤字のところもございます。そこら辺の解消の仕方が市町によって全部違いますので、やり方は違っては来ますけれども11年度から統一するということは、最終年度、10年度に条例改正をして11年度からということになりますので、各市町、最終が10年度の条例改正ということを目指してやってくるとは思っています。

以上です。

○南川則之委員長 中村委員。

○中村浩二委員 よく分かりました。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○中村浩二委員 関連がなければ、別事業ですけどもよろしいでしょうか。

○南川則之委員長 はい、どうぞ。

○中村浩二委員 327ページの保健衛生普及費についてでございます。

こちらは、人間ドック、脳ドック、先ほどの説明の中で受診者が昨年に比べて計36名減っているということなんですけれども、こちら前年度の決算額に比べて予算現額は92万8,000円上がっているわけですが、人数が減っているというのは、これは受診者の数イコール希望者、全員がこの合計ということによろしいのでしょうか。それとも、そうではないのでしょうか。お答えください。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 保険年金係の大田と申します。よろしく申し上げます。

希望に関しましては、皆さん、募集をさせていただいた中で、まだ定員に満たない場合には、5月に二次募集も行いまして、皆さん受けていただけるようにしております。ただ、受診が決まった中で、皆さんの中で都合が悪い場合には、病院さんのほうと掛け合いますし、受診日の変更をとということも対応させていただいております。そこでも悪い場合には、申し訳ないですけれども受診ができないということで、特定健診等のご案内もさせていただくようにはしております。

以上です。

○南川則之委員長 中村委員。

○中村浩二委員 特に周知方法などで何か変更があったりとか、その辺、今後何か変更していくとか、そういったお考えというのはありませんでしょうか。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 周知方法についてですけれども、広報とばで毎年載せさせていただいているんですが、最近の新型コロナウイルス感染症の関係で、窓口での対応というのが大変混雑をいたしますので、電話での聞き取りという形で申込みのほう受けさせていただいてはおります。

以上です。

○南川則之委員長 中村委員、よろしいですか。

○中村浩二委員 はい。ありがとうございます。

○南川則之委員長 濱口委員、関連でお願いします。

○濱口正久委員 この人間ドック、毎年のようにどんどん受診者が減っていますけれども、最終的に昨年度も枠が残ったのでしょうか。残っていなかったんですか。全部埋まったんですか。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 枠自体は残ってはいます。ただ、鳥羽市のほうでは、特定健診のほうでゼロ円であったりとか、がん検診のほうも普及しておりますので、それと併せて受診をされるという方も見えますので、特定健診の受診率のほうが上がっております。2人に1人は、皆さん、健康診断のほうを受けていただいているという状況ですので、健康に関しては皆さん意識が向上しているかと思えます。

以上です。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今お聞きしたかったのは、ほかのところで受診しているのかなというのがあったんです。

あと、人口減少で高齢化してくると、そもそもこの健康診断を受診するべき人たちというのが少なくなって

いるんじゃないかなというのが思ったんです。というのは、高齢化してくると、何かしらかかりつけ医とかいろんな医者に行き、いろんなところから受診されていて、そういう方がどんどん、私たちも含めて増えてくるので、そうするとあえて健康な方で、少なくなった中で対象が減ってきたというのが、おおむねこの現象にもしつながっていれば何ら問題ないんですけども、その辺のところって何か、今の話で聞くとそれも影響されているのかなって思うんですけども、その辺はどう見えていますか。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 濱口委員がおっしゃるとおり、若い方の受診率というのは、年齢が高い方に比べて低い傾向にございます。その中で未受診者対策として通知を送らせていただいたりとか、インセンティブとして健康年齢通知という形で、全国の健康データを集めた会社さんのほう、JMCさんのほうに委託をしまして、そこで皆さんの実際の年齢と健康年齢、全国のデータのほう集めた年齢との差を見ていただいて、私、高いな、私、低いなということで少し楽しみを持っていただいて、継続受診に努めるようにしております。

また、39歳の方、この方たちに対しては、特定健診が始まりますという形で通知のほうを送らせていただいております。

以上です。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。そういうふういろんな形として、この受診者が減っているのは、周知が悪いのかなという部分ではないというところが分かったんで、よかったですと思います。

受診対象者への周知の仕方も、今いろんな手だてで通知していただいております。広報とばでということになりますと、今までと違ってなかなか若い人で広報とばを見る方が少なくなっているんで、いろんなメール等々とか、ホームページとかつくったり、そういうようなところでもうちょっと周知のところを、デジタル化に合わせて若い人が見られるようなところで、ちょっともう少し周知のほうをしていただければと思いますので。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 おっしゃるとおりで、昨年度の国保運営協議会のほうでも、フェイスブックなどの通知、SNSを使った通知ということもご意見がございまして、今年度に関しては、フェイスブックでの通知、とばメールでの通知ということも行っております。また、9月に入りまして、その未受診者に対して勧奨通知を送らせていただいているんですけども、そちらのときにも合わせまして、フェイスブック及び鳥羽メールでの通知のほうもいたしております。

以上です。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

そういうふういろんな工夫されて、新しい取組をされているということで安心しました。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 おはようございます。

関連してジェネリックの差額通知等の業務、委託料になっているんですけども、昨年度若干6,000円ぐらい増えているかと思うんですけども、この差額はどういうふうなことなのか教えてください。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 こちらに関しましては、調剤のほうを国保連合会のほうで計算を、委託をしております、そちらの中で件数に合わせて数字が変わってきます。ですので、この6,000円ほどの差というのは、件数の差になっております。

また、国のほうでもジェネリックの普及というのが、80%を目標にしておりますので、そちらの普及に努めるために通知のほう発送しております。

以上です。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

先ほど国のほうは80%目指しているということなんですけれども、鳥羽市としてはどのような状況か分かりますでしょうか。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 令和4年度の結果になるんですけども、こちらはいろんな事業の積み重ねで交付金の決定が、配分が決まる事業がございます、その中の一つでジェネリックの普及ということもございます。令和4年度の実績としては80%を超えました。

以上です。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 鳥羽市では80%を超えたということですので、また、大変頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 同じところで。

○南川則之委員長 関連ですか。

○尾崎 幹委員 関連です。

その人間ドックの場合、うちの国民健康保険でいくと病院行ってもらわないかと。社会保険になると来てもらえると。その格差はどこかで埋めていかないかのじゃないかと思っています。やっぱり受診者が減っています。

デジタル庁と厚生労働省で、脳ドックでも今はスマート脳ドックというのがありまして、厚生労働省等、進めていまして。トレーラーで来て、病院行くとやっぱり1時間、2時間かかるところを30分でやっています。今。そういう新たな取組が入っていますので、やっぱり受診者が多ければ多いほど早期発見というのにつながるといいますので、そこら辺、一遍加味して、一遍検討してもらえれば有り難いなど。何せ安いんです。脳ドックで保険なしで1万7,500円からスタートしますので、そういうデジタル庁の流れをうまいこと取り入

れば、やっぱり土日しか行けへんという方が出てきた場合、鳥羽へ来てもうて、その土日だけやってもらう
という。

ただ、問題なのは、1日できる範囲が1台やと、30分としてもやっぱり二十数名しかできないという、ち
よっとデメリットありますけれども、そういうのもありますので、ひとつよろしく願います。

○南川則之委員長 要望でよろしいですか。

○尾崎 幹委員 要望です。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 4点、お聞きします。

○南川則之委員長 ページ数言うてください。

○戸上 健委員 1点目、決算書の195ページ、国民健康保険税の収入状況についてお尋ねします。

収入未済額4,717万円ということは、滞納で残ったということです。滞納をしますと、国保証の短期保
険証になったり、資格証になったりします。毎年聞いておりますもので準備していただいているというふう
に思いますけれども、令和4年度の短期保険証、資格証、それから18歳以下の子供世帯の6か月の保険証、こ
れの支給の件数、教えてください。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 3か月証で18世帯、29名、18歳未満は3名、6か月証で45世帯、69名、18歳未満は
1名、資格証明書のほうで39世帯、51名、18歳未満は5名となっております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 問題はこの資格証です。資格証というのは、滞納をちょっと繰り返して保険証を取り上げられ
た人です。保険証取り上げられますと、病気になって病院行った窓口で10割負担しなければなりません。

ですので、今、物価高、コロナ禍があつて、生活困窮世帯が鳥羽でも増えております。国保税が高いとい
うのは全国的にもそうです。鳥羽もそうです。そういう世帯に対して、保険証取り上げて資格証を支給するとい
うことは、手控えている市町も三重県内ではあります。例えば亀山市なんかは資格証はゼロです。この短期保
険証は、それは出しておるんです。

ですので、市民課は親切な窓口なさっておりますけれども、この国保の保険証についても寄り添っていただ
いて、なるべく資格証の発行は、心得たっていただきたいということを要望しておきます。

○南川則之委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 2点目、歳入の県支出金です。これは197ページですけれども、決算書の。

当初予算では21億円あって、先ほど課長の概要の説明の中で、円グラフこうなっておりますという丁寧な
説明もありました。歳入全体の73%がこの県の支出金です。決算では、予算21億円来るだろうというこ
とを担当課としてははじいておったんですけれども、決算では1億4,300万円少なかった。これはどうして
でしょうか。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 まず、コロナウイルス感染症の関係で受診控えというのがありました。その反動で、決算成果説明書の331ページの表を見ていただきますと分かりやすいかと思うんですけども、真ん中のグラフ、保険給付費の推移というところで、令和3年度が突出して給付費が多くなっておりまして。それを見越して令和4年度のほうも大きく見込みを立てておりました。

ただ、被保険者数の減少等を併せまして医療給付費というのが減少しておりますので、そちらのことが要因かと思っております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 県の支出金というのが、この概要によると5.7%、1億1,441万円、前年に比べて減額になったと。それから国の特交も15%減少したと。国保会計は、先ほど課長が説明したように、財政状況は厳しくなりつつありますという報告でした。私もそう思います。この実質収支で6,687万円の黒字にはなったけれども、何で黒字になったかという、繰越金9,502万円あったわけです。ということは、令和3年度の黒字、実質収支、これは9,502万円あって、令和2年度も8,376万円、実質収支の黒字がありました。ですからそういう黒字が、過去の黒字が繰入金に、繰越金に加味されておるから、今回の実質収支の黒字になったけれども、単年度収支では、課長おっしゃったように赤字になったわけです。にもかかわらず、県のほうは1億1,400万円も減らす、特交も、国のほうも減らすと、こういうことはまかりならんということをおっしゃいます。あなた方の責任じゃないです。県と国の責任ということを僕は言うつもりです。

それから、3点目、決算成果説明書の320ページ、賦課徴収費についてお尋ねします。

当初予算の説明書では、令和3年度が17万円、1世帯当たりの課税額です。当初予算では、令和3年度、17万186円から、令和4年、16万5,831円に4,355円減税になりました。国保税。これは大したものだと、僕は予算の審議の中で担当課を褒めました。

決算では、倍の8,869円も減税になりました。理由はなんでしょうか。

○南川則之委員長 杉本係長。

○杉本係長 税務課、市民税係の杉本です。よろしくお願いたします。

主な要因としましては、被保険者全体の総所得が、見込んでいたより減少したことが要因だと考えております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。

課長、これは僕は、当初予算では4,000円の減税、一世帯あたりの課せる国保税、減税になりましたと。決算では8,000円以上減税になりましたと。これはもっと総括の部分で、胸張って僕は書いてもよかったんじゃないかと。ちょっとあなた方、遠慮なさったというふうには思います。税務課の杉本さん、簡単な説明だったけれども、もう少し担当課のほうで詳しく調べて記述していただきたかったと。市民に喜ばれる朗報なわけですから、そういうふうには思います。

最後4点目、決算書203ページ、保険給付費について質疑します。

当初予算では20億6,900万円でした。決算では19億600万円、1億6,300万円、給付費が減りました。これは結構なことと言うたならなんですけれども、プラスに僕は見るべきだと思うんですけれども、何でこれだけ減ったんでしょうか。その理由、説明してください。

○南川則之委員長 大田係長。

○大田係長 一番の要因は、被保険者数の減少かと思います。5年前ほどに比べて1,000人ほど被保険者の数というのは減っておりまして、令和4年度から令和6年度にかけては特に団塊の世代の移行というのが、後期高齢者医療への移行というのがございますので、1人当たりの医療費というのは増えている実態がございますので、ただ減ったというわけではないかなとは思っております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 当初予算では20億6,000万円計上したということは、その被保険者減も担当課としては加味されたのではないかというふうに思いますけれども、結果、決算では1億6,000万円も減ったのはなぜかということを僕はお聞きしたんですけれども、以上で結構です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 はい。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、1時間半になってきましたので5分間休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

令和4年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○中井市民課長 それでは、引き続き市民課のほうからお願いをいたします。

それでは、令和4年度の後期高齢者医療特別会計の決算について説明をさせていただきます。

成果説明書の360ページをご覧ください。

まず、総括でございます。

後期高齢者医療制度の運営につきましては、県下各市町が加入しております三重県後期高齢者医療広域連合が担い、各市町は、資格の取得・喪失手続や給付申請などの窓口業務及び保険料の賦課・徴収業務を行っております。市民課では、被保険者との窓口業務において、広域連合との調整役として利便性の向上を図るとともに、保険料の納期内納付にご協力をいただけるよう取り組んでおります。

また、保険料の納付が困難な方や認知症と疑われる方などに対しても、他部署と連携して、必要な支援が被保険者の下に届くように努めております。

保険事業につきましては、人間ドック、脳ドックが特別対策補助金交付事業の対象から外れましたが、被保

険者の健康の維持、増進に重要な役割を果たしていることから、同じ水準で引き続き事業を実施することとしております。

それでは、令和4年度の決算状況を説明いたします。

予算現額5億3,900万円に対し、歳入決算額5億4,161万3,000円、歳出決算額は5億3,621万8,000円となり、差引き539万5,000円の黒字となりました。単年度収支も28万円の黒字となっております。

歳入の状況としましては、決算額5億4,161万3,000円で、前年度より351万7,000円の減額となりました。この主な要因は、前年度に支払った療養給付費負担金の返還による諸収入の増額並びに保険料収入額も増額となったものの、広域連合納付金の減額等に伴い、一般会計からの繰入金が減額になったことによるものでございます。

次に、歳出の状況としましては、歳出決算額は5億3,621万8,000円、こちらも前年度より379万7,000円の減額となりました。この主な要因は、療養給付費負担金の減額に伴い、後期高齢者医療広域連合への納付金が減額になったことによるものでございます。

続きまして、歳出の詳細について、成果説明書に沿って説明をさせていただきます。

361ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目及び中事業とも一般管理費で、予算現額1,556万6,000円に対し、決算額は1,516万9,000円でございます。後期高齢者医療制度において、資格の取得や喪失、保険料の賦課徴収などの事業に伴う事務的経費のほか、ドック事業を実施し、被保険者の疾病の早期発見に努め、健康の維持増進を図りました。

次に、その下になります。2項徴収費、1目、中事業とも同名称で予算現額63万5,000円に対し、決算額は60万3,000円としています。

保険料に係る各種通知の発送や納付相談に応じるなどの通常経費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度では、前年度は、3年度は4人の申請がありましたが、4年度はございませんでした。納付状況につきましては、362ページの別表に記載のとおりでございます。

続きまして、362ページの中段をご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1項1目、中事業とも同名称で、予算現額5億2,169万9,000円に対し、決算額は5億2,027万1,000円でございます。法律規約に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合に対して、納付金を支出しております。負担金の内訳は表に記載しておりますが、主なものとしましては、表中段の療養給付費負担金では883万5,000円が減額となっております。

続きまして、363ページをご覧ください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目、中事業とも保険料還付金では、予算額100万円に対し、決算額は17万5,000円としております。過年度において、被保険者の死亡や所得の変更等の理由により、保険料が減額になった方に対しまして、過誤納付金を還付いたしております。

最後に、2目、中事業とも保険料還付加算金では、予算現額10万円に対し、還付加算金の対象者はございませんでしたので決算額はゼロ円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議いただき、ご承認のほう、よろしく願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。360ページから363ページです。ありませんか。

戸上委員、ありませんか。

○戸上 健委員 ございません。

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため、休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時42分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計について、担当課の説明を求めます。

定期船課長。

○山本定期船課長 定期船課、山本です。よろしくお願いします。

説明に入る前に、決算成果説明書に間違いがありましたので正誤表を。

○南川則之委員長 間違いはもうよろしいです。

○山本定期船課長 よろしいですか。すみません。

○南川則之委員長 訂正ありますので。

○山本定期船課長 それでは、定期航路事業特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

事業全体の概要と歳出は、決算成果説明書で歳入は決算に関する説明書にて説明をさせていただきます。

決算成果説明書は347ページから355ページ、決算に関する説明書は235ページから246ページです。

では、決算成果説明書347ページをご覧ください。

令和4年度定期航路事業では、本土と離島を結ぶ唯一の公共交通機関として、所有船舶6隻を使用し、年間1万6,132.5回の運航を行いました。

輸送実績といたしましては、旅客56万9,018.5人、荷物21万9,525個を輸送しました。前年度と対比しますと、旅客は4.6%増の2万5,143.5人の増加、荷物は0.2%増の485個の増となりました。

旅客が増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症に関する移動制限がなくなり、コロナ禍以前までには及ばないものの、若干、回復したことによるものです。この中ではかもめバスと同様の令和3年度から繰越事業になりますが、特典付きの周遊券ふねぐる切符により利用増を図ったところです。

荷物では、インターネット等の普及により、外出しなくても生活用品等の購入ができる生活スタイルが定着していることから大きな変動はありませんが、昨年度より少し増加をしております。

本定期航路は、本土と離島を結ぶ唯一の公共交通機関であるとともに、離島住民の皆さんの生活航路として役割を担っております。

こういうこともありまして、引き続き、船内の抗菌加工処理や消毒液の設置など、新型コロナウイルス感染

の防止対策に努めてきたところです。

次に、新たに実施した事業につきましては、第25鳥羽丸の代替船としてバリアフリー対応や安全性の向上に向けた新船の設計を行いました。

現在のしおさい・きらめき・かがやきの3隻とほぼ同型のアルミ製の双胴船を建造中です。令和6年6月末の完成予定で進めております。

それでは、歳入の状況に移る前に、先に提出をしてあります資料で決算収支状況について説明をさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○南川則之委員長 どうぞ。

○山本定期船課長 この資料につきましては、決算成果説明書の347ページの下と348ページの上の表のまとめたものになります。

まず、表1、上の段を見てください。令和4年度定期航路事業特別会計決算収支状況の表です。

特別会計全体の収支状況としましては、Aの歳入決算額7億8,491万7,000円、Bで歳出決算額が7億8,491万6,000円となりました。実質収支につきましては828円で、前年度の実質収支と比較しますと128円の減となっております。

次に、表2です。令和4年度定期航路事業特別会計決算の概要をまとめた表になりますので、各事業の前に全体概要を説明します。

この表の上の段が収益、下が費用になります。

営業収益のうち運航収益が乗船料と荷物運賃を合わせまして2億7,037万2,000円、諸収入が227万3,000円で、収入合計が2億7,264万7,000円となります。

その横の欄が令和3年度実績と増減額になります。

次に、下の費用のうち、船員費が2億4,247万2,000円で、前年度より職員の退職手当等で約2,200万円が増加しております。船舶費は2億3,533万1,000円で、前年度より原油価格高騰による燃料費の増加と修繕費の増加がありましたので約3,550万円の増となっております。

次に、旅客荷物費が5,806万6,000円、航路付属費が794万8,000円、次に、一般管理費が1億9,574万8,000円で、前年度より退職手当の増加と減債基金への積立金1億1,300万円によりまして、1億2,998万6,000円の増となっております。

次に、船舶建造費が651万2,000円、公債費が3,883万9,000円で、費用の合計が7億8,491万6,000円となり、収入合計から費用の合計を引きますと収入不足額が5億1,226万9,000円になりました。

この収入不足額の5億1,226万9,000円に対しまして、国の補助金、県の補助金、市債で補填しておりますが、不足する額が2億8,397万7,000円となりますので、令和4年度の定期航路特別会計への一般会計からの繰出金として収入をさせていただいております。

内容につきましては、この後、歳入歳出の中で説明をさせていただきます。資料と併せてご確認ください。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

決算に関する説明書の235、236ページをお願いします。

1款航路収益は予算現額2億6,957万4,000円に対し、収入済額が2億7,264万7,000円でした。1項営業収益、目1運航収益につきましては、収入別に申し上げます。

節1旅客収入は予算現額2億3,209万6,000円に対し、調定額、収入済額とも同額の2億3,421万6,000円となりました。節2荷物収入は予算現額3,594万2,000円に対し、調定額、収入済額とも同額の3,615万6,000円となりました。

目2諸収入は、予算現額153万6,000円に対し、調定額は228万8,000円、収入済額は227万5,000円となりました。収入別に申し上げますと、節1雑入の収入済額は226万9,000円です。また、収入未済額1万3,500円につきましては、納付書は送付しておりますけれども、29年9月以降、広告料の未済額がありますので、その分がここへ残っております。

続きまして、節2延滞金加算及び過料の収入済額6,120円につきましては、定期券の期限切れによる割増運賃を徴収したことによるものです。

次に、2款国庫支出金、1項国庫補助金、目1定期航路事業国庫補助金は、予算現額1億2,549万3,000円に対し、調定額、収入済額とも1億9,169万8,000円となりました。内容としましては、3月補正予算におきまして予算決算常任委員会で説明をさせていただきましたが、原油価格高騰等により運航収益が減少したことから、地域公共交通確保維持改善事業費補助金が予算現額より6,620万5,000円の増額となりました。

次に、3款県支出金、1項県補助金、目1定期航路事業費県補助金は、予算現額2,373万2,000円に対し、調定額、収入済額は同額の3,139万2,000円となりました。内容といたしましては、定期航路事業の欠損額が増加したため、国庫補助金の交付額が増額となったことから、離島航路整備事業補助金も予算額より766万円の増額となりました。

決算に関する説明書の237、238ページをお願いします。

4款財産収入、1項財産運用収入、目1利子及び配当金は、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額は同額の19円でした。

5款繰入金、1項一般会計繰入金は、予算現額3億7,600万円に対し、調定額、収入済額とも2億8,397万7,000円となりました。3月補正におきまして、新型コロナウイルス感染症による旅客収入の減収や原油価格高騰の影響による費用の増加、また定期航路減債基金の残高を確保するための1億5,400万円の増額補正を行いました。旅客収入のほか国庫補助金が増額となったことから、財源不足額が縮小したため、予算現額より9,202万3,000円の減額となりました。

次に、6款市債、1項市債は、船舶建造事業債として520万円を充てています。

次に、7款繰越金、1項繰越金は、前年度繰越金として956円を収入しております。

以上、令和4年度の歳入合計は予算現額8億円に対し、調定額は7億8,493万円、収入済額は7億8,491万7,000円となりました。

○南川則之委員長 どうぞ、続けてください。

○山本定期船課長 よろしいですか。

続きまして、歳出の説明に移ります。

決算成果説明書349ページの船員費をご覧ください。

1 款定期航路事業費、1 項営業費用、目1 船員費です。船員一般経費につきましては、予算現額2億4,720万2,000円に対し、決算額は2億4,247万2,000円となりました。船員一般経費は正規職員28名と会計年度任用職員6名を合わせた船員34名の人件費等が主なものになります。

主な経費の人件費につきましては、正規職員の時間外手当は減少したものの、定年退職等の手当てが増額となりました。

次に、目2 船舶費です。決算成果説明書は同ページの下の段になります。

燃料費及び船舶整備に関する内訳を350、351ページに掲載してあります。

船舶運航経費につきましては、予算現額2億4,324万2,000円に対し、決算額は2億3,533万1,000円となりました。

運航経費につきましては、所有する船舶6隻の燃料をはじめ、整備、修繕など船舶の運航管理に係る経費となります。

令和4年度は、昨年に引き続き原油価格の高騰による定期船燃料の免税軽油も高騰していることから、年間燃料費が1億2,432万9,000円かかりました。前年度と比較しますと875万7,000円の増加となっております。また、安全運航を行うため、全船が法定検査を受検し、船体と機関の保守整備を行い、船舶整備に努めております。

また、昨年の令和4年8月の下旬から9月の中旬にかけて、新型コロナウイルスに船員が感染したことによって、定期船2隻を運休することになりました。そのときに遊覧船を使って臨時の特別ダイヤにより運航を継続した経費として、車船借上料400万5,000円を支出しております。

前年度決算額と比較しますと3,577万7,000円の増額となりました。増額の要因は先ほど説明させていただいた燃料費の増額、車船借上料、それと法令に定められた船舶の法定検査による修繕料の増によるものです。

続きまして、決算成果説明書351ページ中段からになります。

目3 旅客荷物費です。旅客荷物経費につきましては予算現額5,897万8,000円に対し、決算額5,806万6,000円となりました。旅客荷物経費につきましては、マリントーミナルでの荷物及び棧橋業務に従事する会計年度任用職員や離島における棧橋業務の委託料のほか、旅客傷害賠償保険料など、旅客及び荷物に係る経費となります。

続きまして、決算成果説明書352ページをお願いします。

目4 航路付属費です。航路付属経費につきましては、予算現額883万6,000円に対し、決算額794万8,000円となりました。

航路付属経費につきましては、主に各棧橋や待合所等の施設の維持管理費に係る経費です。

続きまして、決算成果説明書353ページをお願いします。

目5 一般管理費です。定期航路運営一般管理経費につきましては、予算現額1億9,635万1,000円に対し、決算額は1億9,574万8,000円となりました。定期航路運営一般管理経費につきましては、定期

航路事業運営に係る職員6名分の人件費、中之郷事務所含む事務管理経費及び消費税が主なものとなっております。

令和4年度は、令和3年度の新船建造に向けての航路改善計画に引き続きまして、経営面や運営面の両面において旅客船運航の専門的観点から、経営指導を目的に経営改善アドバイザー派遣事業を実施しました。

内容としましては、定期船へ乗り込んでの調査や地元住民へのインタビュー、荷物取扱業務の効率化に向けたアドバイスなど、関係企業での事例などを指導いただきました。

今後は、新船建造に伴うダイヤ改正等に反映をしていきたいと考えております。

それと船舶建造において、地方債の償還に必要な積立金としまして、定期航路事業減災基金へ1億1,300万円を積立てを行いました。前年度の決算額との比較での増額分は、主に積立金によるものです。

次に、決算成果説明書354ページをお願いします。

目6船舶建造費です。船舶建造費につきましては、予算現額、決算額とも651万2,000円となりました。事業内容は新船の設計業務の委託料になります。

次に、2款公債費、1項公債費、目1元金です。

交通事業債償還元金につきましては、予算現額、決算額とも3,872万6,000円となりました。償還金の一覧表が355ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

令和4年度は、しおさいの交通事業債及び辺地対策事業債の借入れ分について、元金の償還を行いました。

次に、目2利子です。交通事業債償還利子につきましては予算現額11万4,000円に対し、決算額11万3,000円でした。令和4年度はしおさいの借入分について利子の償還を行いました。

次に、一時借入金の利子につきましては、一時借入をしなかったため、予算執行はありませんでした。

以上、歳出の合計支出済額は7億8,491万6,000円で、予算現額8億円に対する執行率は98.1%でした。

以上、定期航路事業特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

鳥羽市定期航路事業特別会計全体です。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。347ページの総括のところに書かれています。

検証した旅客数を増やす目的と、それから3年度から繰越事業であったバスとの連動した周遊券、デジタル化してデジタル切符の利用で、利用客の増に努めたとありますけれども、これ、次のページの348ページの旅客数の実績のところで行きますと、周遊券の利用者が令和3年度と比べて2,472人と1,236人増えていますが、この中にどの程度含まれると考えていますでしょうか、分かっていますでしょうか、周遊券の利用者。

○南川則之委員長 西根課長補佐。

○西根課長補佐 すみません。ぱっちりとした数字は今持ち合わせてはないんですけれども、このばすぐる、ふねぐる切符、それぞれ両方と合わせて1,500枚の周遊券を販売しました。そのうち1,000枚分がかもめバス、定期船分が500枚ですので、500枚までキッチリは行かなかったんですけれども、それに近いぐら

いの数字は販売で完了しております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

結果的に5000人のうちの何人が使っていただいて、その売上げ増に周遊券の利用者が増につながった、ある一定の効果があったということ、分かりました。

その中で、旅客増の収入増、今回、収入が増えた中で営業収益の中で利用客が大幅増になっています。約2万7,000人なんですけれども、全体的に増えておる中で、桃取航路を除く全航路と書いてありますけれども、桃取だけが若干減っているんですけれども、それって何か分析とか分かりますでしょうか。

○南川則之委員長 定期船課長。

○山本定期船課長 詳しくは分析はしていないんですが、答志航路が大きく増えておりますので、和具、答志の人が桃取から乗る部分もあるんですけれども、その移動の分が減ったのかなというふうに少し推定をしておるところです。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 同じ離島で同じ島の中ですので、大体、桃取の利用者の中にも答志の利用者も多かったというふうに思うんです。今回、2万2,000人が答志のほうで増えているということを併せて考えても、全体でも増えているという結果、そういうふうに利用増につなぐ努力はしていただいていると思うんですけれども。

それと併せて、今度は支出の部分に関係してくるんですけれども。

続けてよろしいですか。353ページのところで、定期航路一般管理費の運営管理費の中で、これアフターコロナも見据えた航路の経営改善に向けて、専門的観点からアドバイザーからアドバイスいただいたということなんですけれども、ちなみにどんなアドバイスをいただいたというのは分かりますでしょうか。

○南川則之委員長 山本課長。

○山本定期船課長 この事業につきましては、一般財団法人地域公共交通総合研究所というところへお願いをして、アドバイザーというか専門の人らに、何日ですかね、延べですと10日以上こちらのほうへ来ていただいて、人数にしても15人ぐらいは来てもらいながら、定期船への乗り込み調査や、島での住民とのこのインタビューというか、そういう形式も取りながら。また、荷物のところの効率化ですね、荷物運搬業務の効率化、またキャッシュレスの効率化、その辺、実際にこの法人については船だけじゃなしにバスのこともやっていますし、電車のこともやっていますので、そういう総合的な意見をいただいて、今年のその当初予算には荷物の運搬業務の効率化ということでアシスト付の台車を入れたりとか、また、かご台車を増やす予算を認めてもらって、これから備品購入していくんですけれども、そういうところと、あと一番大きいのは、その燃料の仕入れのこととか、あとはここは実際に広島県の江田島市というところの公営航路を公設民営化したときにアドバイザーとして入ったところですので、そういう民間目線の比較の厳しい意見はいただいております。

以上です。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 厳しい目線で経営面とか運営面でアドバイスをいただいたと。それは経営改善に努めるようにということで、それに取り組んでいただいていたと思うんです。これで、別のそれに基づいてちょっとお聞き

したいんですけども。別の資料をいただいていますけれども、この費用のところで、船舶運航経費はこれは燃料費高騰のところでおおむね3,500万円ほど昨年度と比べて増えている。それから一般管理費のところで1億2,900万円増えている中で、減債基金が1億1,300万円というところなんですけれども。これも、経常的にこれ増えていくものなのか、それとも、これはもう一時的というふうに、令和4年度、一時的にこれがこういうふうな数字になったのか。その辺のところだけ教えていただけますか。

○南川則之委員長 山本課長。

○山本定期船課長 燃料等については、今のご時世ですのではなかなか下がってきませんので、当分の間は今の状態が続くのかなと思っております。あと修繕費につきましては、その年度の法定検査の重要度というか、その経費のかかるものが上がってきたときに増減が出てくるものですので、平均するとあまり上がっていかないかなとは思っておりますが。今度造る船が双胴船になりますので、単胴船よりはその分保守経費は上がると見込んでおります。

あと、その実際に運航する職員が、船員もそうですけれども、棧橋の業務職員もなかなか欠員状態でやっておりますので、基本的な人件費というのは上がらないんですけども、時間外が増加していく部分が、年度、大きい数字が出てくるのかなというふうには予想しております。

以上です。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 年度によって増減はあるという話ですね。欠員の中からそういう時間外が増えているということですので。これ常に7億8,400万円がかかるわけではないということですね。これがね、費用のところで。

最終的に、この不足額の中で国の補助金と県の補助金をいただいております。市からの繰出金2億8,300万というところなんですけれども。最終的に特別交付税のところでどれぐらい程度入ってきますか。入ってくるのか、入ってこないか、どの程度。

○南川則之委員長 山本課長。

○山本定期船課長 実際、今年度は、先ほどちょっと説明不足でしたが、減債基金への積立金もありまして、7億8,000万円という事業費になっています。これは新船建造に係るものですので、またこの5年度、6年度についても、そういうお金が出てきますので、全体の経費としては上がってしまいます。その中で、全体の経費ですね。今回の1億1,300万円を引いていきますと、今までの3、4年、5年の経費と同じく一億七、八千万円の繰出金になると思っています。その繰出金のうち、交付税でルール分として80%が戻ってくるということは、今までと変わらない状況になると思いますので。それがその金額が2割が高い安いという議論はありますけれども、そこをどんだけでも減らしていく努力は続けていきたいとは思っております。現実そうなることはなかなか難しいんですけども、そこを目指してやっていきたいと思っております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 交付税措置が8割あるとはいえども、繰出金が少しずつも増えている現状には変わりはないです。さらなる経営改善に努めていただきたいというのは一つと。

とはいえ、これ離島の住民にとっては唯一の足になっていますので、しっかりその確保しつつ、先ほど言

ったような経営改善に努めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 先ほど、濱口正久委員が言っていたかもめバス及び定期船の周遊券のことについてお伺い。

○南川則之委員長 何ページの話ですか。

○坂倉広子委員 347ページ。総括のところに関連してなんですけれども。このデジタル切符を周遊券として利用されたのは、観光の観点からもとてもお客様が離島へ来ていただくという、何ていうんですか、こうつながることってとても大事だと思うんですけれども、この中で伊勢志摩キャンパスがございますよね。伊勢から鳥羽へ来ていただく中でのところというような取組はされたんでしょうか。

私の理解するところでは、ミジュマルのバスとの連携だけで、船に乗ってくださいねというだけだったのかなとは思っているんですけれども、そういうふうな連携って。単独でされたんでしょうかね、鳥羽市として。

○南川則之委員長 西根課長補佐。

○西根課長補佐 バスの話ですね。バスについては、かもめバス、コミュニティバス、ももとの目的がコロナの臨時交付金を使っています。まず、お出かけしてもらうということ、まずキャッシュレスということで非接触をするということがまず一つと、お出かけ目的のものもあるんですが、そのお出かけをしていただいて、そのかもめバスの路線の付近のお店とか、定期船で行った離島のお店とかを使っていただいて、そのコロナで打撃を受けた店舗の皆さんへの支援として何かできないかというので始まったのがこのデジタル切符なんですね。ですので、鳥羽のコミュニティバス、あと定期船というところですので、キャンパスとか、その辺は連携はしていませんということです。

○坂倉広子委員 分かりました。ありがとうございます。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 昨日も観光の説明があつて、決算でさせてもらったんですけれども、外国人の方って、この中で離島に来ていただいている人数というのは把握されているんでしょうか。

○南川則之委員長 西根課長補佐。

○西根課長補佐 このデジタル切符ですか。外国人というのは把握していません。

○坂倉広子委員 そうですか、分かりました。

○南川則之委員長 坂倉委員、よろしいですか。

○坂倉広子委員 何が言いたいかといいますと、観光としては外国人の方のQRコードを使って乗り方、船の乗り方というのを説明を書いたものをマリンターミナルに説明として置かれたと言っていましたので、それが定期船との連携でお客様の誘客になっているのかなという観点からちょっと聞かせていただきました。

○南川則之委員長 よろしいですか。

何か。

○坂倉広子委員 それについては。

- 南川則之委員長 ついてどうかなということですか。
- 坂倉広子委員 聞かせていただいていますか。そういう連携していたのかということですね。承知していた、定期船の方は承知しておったんかということです。
- 南川則之委員長 西根課長補佐。
- 西根課長補佐 連携しています。すみません。
- 坂倉広子委員 はい、分かりました。また有効に周知していただけたらと思います。
- 以上です。
- 南川則之委員長 よろしいですか。
- ほかにございませんか。
- 山本欽久委員。
- 山本欽久委員 352ページの航路付属経費のところですか。棧橋待合所の点検と修繕していただいたということなんですけれども。あと修繕が必要なところは何点ぐらいあるか教えていただけますか。
- 南川則之委員長 ほかにあるかどうかということですか。
- 福田課長補佐。
- 福田課長補佐 現時点では、桃取棧橋がちょっとアンカーが切れている状態で仮のロープを張っていますので、今からそれを農水のほうで直してもらうように手配しています。
- 以上です。
- 南川則之委員長 山本欽久委員。
- 山本欽久委員 ありがとうございます。
- 点検、まだ大丈夫やなみたいなどころでも、点検していただいて大丈夫やなというところでも、住民の皆さん、見た目でもどうしても判断して、おお危ないやないかということにもなっています。そういう声もちょっといただいていますので、またできるだけ早めに修繕のほうもよろしく願いいたします。
- 以上です。
- 南川則之委員長 よろしいですか。
- ほかにございませんか。
- 戸上委員、どうぞ。
- ページ数言うてください。
- 戸上 健委員 総括の部分とそれから決算書の一般会計からの繰入金237ページについてお尋ねします。
- 一般会計からの不足分の2億8,397万円を繰り入れました。課長、この繰り入れた額、後年度、国のほうから特別交付金で措置されるというふうに思うんですけれども、どれほど措置されますでしょうか。概算でパーセントで何割ぐらいということ結構です。
- 南川則之委員長 山本課長。
- 山本定期船課長 8割程度が返ってくるということで聞いております。
- 戸上 健委員 ああ、そうですね。
- 南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この定期船航路が赤字で、そして、運賃を鳥羽はこの利用者優先で安く抑えておるから、これは赤字になると。それで一般会計から1億円も2億円も繰り出して何だという意見も一部にあります。僕らも選挙のときでもそういうふうにお聞きしました。そのときに、私は一般会計から繰り入れておるけれども、国のほうから特別交付税で後年度措置されるんです。国のほうから金があるんですということを説明しました。なぜかといいますと、これは11年ぐらい前のこの決算委員会で、当時、木下憲一副市長ですけれども、彼に聞いたときに、0.8、先ほど定期船課長言ったように8割が国のほうから来ますということ。

ですから、やっぱり決算委員会でもその辺りを認識しておかなあかんというふうに思いまして、私はこれを聞きました。

以上です。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、説明員交代のため休憩いたします。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計について、担当課の説明を求めます。水道課長。

○勢力水道課長 水道課勢力です。よろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 お願いします。

○勢力水道課長 それでは、鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。

決算成果説明書のほうは356ページ、決算書は23ページで、あと決算に関する説明書のほうは247ページのほうもお開きください。

まず総括です。決算成果説明書のほうの356ページをよろしくお願いいたします。

総括といたしまして、令和4年度の歳出の決算額は1億5,321万3,000円で、前年度比562万6,000円の増額となりました。この主な要因は、原油価格、物価高騰等に伴う光熱費のほか、ストックマネジメント計画に伴う工事請負費が増加したことによるものです。工事内容については後ほどまた歳出のところでご説明させていただきます。

下水道使用料、収納率については、同ページ真ん中の表のとおりですが、昨年度来、市民の皆様、議員の皆様大変ご迷惑をおかけしました。分担金、下水道使用料の不納欠損処分について記載させていただいております。また、こちらのほうも今からの歳入の説明でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入の説明をさせていただきますので、決算に関する説明書のほうの247ページ、248ページをご覧ください。

主なものについてご説明させていただきます。

1款分担金及び負担金は、新たな汚水ますの設置がございませんでしたので収入はありませんでした。ここ

で不納欠損額として、時効により過年度分の債権全額となります。641万円を不納欠損処分いたしました。件数は39件で対象者は10名、対象年度は平成9年から平成11年までの分の債権となっております。

続きまして、2款使用料及び手数料で、1項使用料では、収入済額3,490万2,000円で、昨年度に比べ441万3,000円の減となりました。内訳は、右の備考のところになりますが、現年度分3,458万5,000円、昨年より242万7,000円の増、過年分については31万4,000円で、昨年より684万円の減となっております。

下水道使用料の現年調定額です。令和3年度が3,494万7,000円で、令和4年度は3,817万7,000円、323万円、率にして9%増加しました。

また、すみません。決算成果説明書の先ほどの表のほうをご覧ください。すみません、356ページになります。

○南川則之委員長 どうぞ。

○勢力水道課長 過年分の収納額は31万4,000円で、収納率0.8%、昨年度よりマイナス16.3ポイントの下回りという結果になりました。この主な要因は令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う徴収猶予による令和2年度使用料分が636万5,000円納付されたことによるものです。これは昨年の決算委員会でも委員さんのほうからご指摘されましたので、一番右側に参考として掲載させていただきました。コロナによる徴収猶予しなかった場合の徴収率という形で、真ん中の行ですが、(R3)と書いて1.9%という数字です。それにいたしましても、1.1ポイントの減という結果となっております。

現在においても、物価高騰等により市民生活にも影響している現状もありますので、使用者の生活状況等を考慮しながら、使用料収入の確保に努めていきたいと思っております。

何度もすみません。決算に関する説明書のほうにお戻りください。

247ページ、248ページになります。

ここで不納欠損処分の関係になりますが、分担金同様、下水道使用料でも過年度分の債権の一部を時効により2,922万2,309円の不納欠損処分を行いました。件数は397件で、対象は11名、対象年度は平成16年度分から平成29年度分の不納欠損をさせていただいております。

続きまして、3款国庫支出金です。1,495万9,000円の予算現額に対しまして744万3,000円を収入し、残りの751万6,000円については収入未済額として掲載されておりますが、こちらは下水道処理施設整備事業として、次年度に繰越しをしております。

続きまして、4款繰入金につきましては1億515万7,000円の決算となりました。昨年度より678万8,000円増加となっております。内訳といたしましては、基準内繰入が1,020万円減の6,570万4,000円、基準外繰入が1,698万8,000円増の3,945万3,000円となりました。これらの増減の要因なんですが、基準内繰入では分流式下水道等に要する経費で249万2,000円増加したものの、高資本費対策に要する経費が1,256万2,000円皆減となったことによるもので、基準内繰入が減少しました。この基準内繰入が減少したことによるものと、下水道使用料が前年度より441万3,000円減となりましたので、基準外繰入のほうが増加となっております。

次ページ、249ページ、250ページをお願いします。

一つ飛びまして、6款市債です。予算現額1,500万円に対し、600万円を収入しております。これはストックマネジメント計画による工事の執行に伴い借入れをしたもので、残りの900万円については、先ほどの国庫支出金のごときにご説明させていただきました繰越し事業によるもので、その部分については次年度で借り入れる予定をしております。

以上が歳入の説明になります。

続きまして、歳出の説明になりますので、決算成果説明書のほうで説明させていただきます。

356ページ、再度よろしく申し上げます。

1款事業費、1項事務費、目1総務費でございます。一番下の総務管理費で予算現額1,669万7,000円に対しまして、決算額1,629万9,000円を執行いたしました。事業の内容に変更はございませんが、昨年度より263万6,000円増額となり、主な要因は令和6年度からの地方公営企業法適用に向けた支援業務委託及び職員の人件費が増加したことによるものです。

右のページ、357ページをよろしく申し上げます。

施設管理費では、予算減額8,596万2,000円で、決算額は6,464万7,000円となりました。昨年度と比べ619万4,000円の増となっており、この主な要因は、総括に記載したとおり、歳出全体でもこの部分で増加しており、原油価格、物価高騰等に伴う光熱水費で360万6,000円、ストックマネジメント計画に伴う工事請負費で376万円、市単事業の工事費で147万7,000円が増加したことによるものです。

委託料についてですが、下の表の真ん中から下を書いてございます。

令和3年度で行った相差浄化センター及び中継ポンプ場脱臭用活性炭取替工事214万5,000円が皆減となったことによる260万7,000円減少しましたが、それ以外の委託料については、掲載してある事業3事業で、通常、維持管理等に係る経費で、業務内容に変更はございません。

次ページをご覧ください。

358ページで、工事請負費の（補助）となっておりますが、こちらがストックマネジメント事業計画に基づく事業で、国庫補助事業の対象となっております。

令和4年については、相差浄化センター汚泥貯留槽防食工事を行い、施設管理の適正化に努めておるところです。財源といたしましては、その表の一番下で、社会資本整備総合交付金を活用し、その残った残りを起債により充当しております。

続きまして、工事請負費ですが、こちらが市単事業となっております。施設の維持補修等が必要となった箇所の更新、取替工事を行ったものです。

続きまして、下水道債償還元金は予算現額が6,650万3,000円に対しまして、決算額は6,650万2,000円となりました。令和4年度末の起債の現在高は、昨年度末より6,050万3,000円減の1億3,827万1,000円となっております。

次、右のページ、隣、359ページです。

下水道債償還利子は予算現額579万6,000円に対しまして、決算額は昨年度より251万3,000円減の576万5,000円となりました。最後に一時借入金利子については、予算現額4万2,000円でした

が、執行はありませんでした。

以上が、特定環境保全公共下水道事業特別会計の説明となります。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。ありませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 このスタートでいいもんで、今の加入者数というのは何名になっています。

○勢力水道課長 下水道の。

○尾崎 幹委員 はい、下水道。

○南川則之委員長 奥村係長。

○奥村係長 水道課、奥村です。よろしくお願いいたします。

現在の加入者の数は484件となっております。

○尾崎 幹委員 ありがとうございます。

○南川則之委員長 尾崎委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

1点目、先ほど課長の説明で基準内、基準外の繰入れについて説明がありました。基準外の繰入れ3,945万円、これは地方交付税で後年度措置されますでしょうか。どれだけか措置されますでしょうか。それとも、その交付税措置というのはないでしょうか。

○南川則之委員長 勢力課長。

○勢力水道課長 基準外のほうは交付税措置がないものでございます。後年度でもございません。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 全額、一般会計、一般財源から入れているということです。

2点目、収納率が全体合わせて46.1%ということです。この使用率も収納率も分担金も、仮に100%納入されたとして、経営は成り立つのでしょうか。

○南川則之委員長 勢力課長。

○勢力水道課長 今現在、今年の方で行きますと3,000万円の基準外繰入れで行きますと、全て100%としても足りない金額にはなっております。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 下水道会計はそういう実態だということです。

以上です。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

ご質疑もないようですので、これで認定第1号、令和4年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査を終了いたします。

続いて、企業会計の審査に入ります。

課長、よろしいですか。

認定第2号、令和4年度鳥羽市水道事業会計決算認定について及び議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、併せて担当課の説明を求めます。

水道課長。

○勢力水道課長 引き続き、水道課です。よろしく申し上げます。

それでは、認定第2号、令和4年度鳥羽市水道事業会計の決算についてご説明させていただきます。

参考資料として3点載せさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

また、冒頭でおわびをさせていただかなければいけないんですけども、提出いたしました決算書の中で一部数字等の誤りがありましたので、事前に該当ページの差し替えをお願いしております。申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。

初めに、令和4年度の水道事業会計の事業報告をさせていただきます。

決算書のほうの11ページをご覧ください。

総括事項とありますので、そちらのほうで説明させていただきます。

今年度におきましても、水道事業の目的であります安全で良質な水を安定的に供給するため、設備の更新や排水管の改良工事などの整備を行いながら、自己水源と南勢水道用水の有効活用や効率的な事業運営に努めております。

水需要につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にありますが、コロナ前と比較するとまだ厳しい状況が続いている結果となっております。

水道事業を取り巻く環境は様々な課題を抱えていますが、今後も健全経営のための取組が必要であると考えておりますので、よろしく申し上げます。

続いて、業務の状況です。

令和4年度の年間総配水量は379万6,464立方メートルで、前年度より13万6,974立方メートルの増加となりました。この配水量のうち31.4%を自己水源で、68.6%を南勢水道用水で賄っております。

年間有収水量は326万4,615立方メートルで、前年度より11万3,045立方メートルの増加となりました。なお、有収率は86%で、前年度より0.1ポイントの減少となっております。有収水量につきましては、用途別、口径別、月別に内訳を記載させていただいておりますので、後ほどご覧おきください。

次に、右の12ページ、(イ)経営の状況の説明をさせていただきます。

決算書のほうは1ページから4ページとなりますので、併せてご覧ください。

金額についてですが、1ページのほうで、消費税込みの金額で申し上げますが、令和4年度の収益的収支における収入、水道事業収益の決算額は右側2ページの一番上、決算額のところになりますが、11億8,168万7,000円で、前年度より4,957万4,000円の増加となりました。これは水道料金収入が2,152万8,000円増加したことや、他会計補助金が3,293万3,000円増加したことなどが主な要因となっています。なお、他会計補助金には新型コロナウイルス感染症対策として、3か月間実施した基本料金減免に対する補助が含まれております。

次に、水道事業費用ですが、今度、支出のところですので真ん中下の表の決算額のところでございます。10億4,784万9,000円の決算額となり、前年度より624万円増加しました。これにつきましては、職員給与費や修繕費の増加が主な要因となっております。事業費の主なものについては、何度もすみません、決算書の12ページ中段に記載しておりますのでご参照ください。

あっちこっちしまして申し訳ない。次は6ページをご覧ください。

先ほど申し上げました決算報告書の収益的収支の差引額から消費税を控除した一番右の列の2行目ですね、1億604万7,000円が令和4年度の純利益となります。また、減債積立金及び建設改良積立金を崩したその下の2億101万4,000円の未処分利益剰余金変動額を合わせた3億706万1,000円が未処分利益剰余金となります。この処分については、地方公営企業法に基づき、議会の承認を得たく、後ほど説明しますが、議案として提出させていただいております。

なお、左側5ページの中ほどに営業損失がありまして、こちらのほうが5,932万3,000円計上されています。これは新型コロナウイルス感染症の影響から、依然として営業に必要な費用を営業費用で賄えていない状況であることを表しております。

次に、何度もすみません、12ページをご覧ください。

資本的収支及び支出でございます。

下段のほうになりまして、また3ページ、4ページも併せてご覧いただくような形になるんですが、資本的収入の決算額は2億3,706万9,000円で、前年度より1億1,549万2,000円の増加となりました。これは企業債の借入れと経営補助金が増加したことが主な要因でございます。

次に、資本的支出の決算額では5億3,924万円となり、前年度と比べ1億5,780万7,000円の増加となりました。建設改良費が1億4,343万9,000円、企業債償還金が1,300万5,000円増加したことなどが主な要因となっております。

資本的収支の差引きで不足する額3億217万1,000円については、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,770万6,000円と、過年度分損益勘定留保資金7,345万円、減債積立金1億6,601万4,000円、建設改良積立金3,500万円で補填しております。

次に、13ページをご覧ください。

(ウ)の建設改良事業の状況でございます。

令和4年度は建設改良事業として3億7,050万3,000円を支出しました。主な事業としまして、安楽島地区と桃取地区において、配水池から防災拠点までの水道耐震管整備を行った重要給水施設配水管改良工事、大明西町地内で配水管改良工事、堅神配水池での挿入型流量計交換工事などを行っております。

次ページ以降に主な工事の掲載をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、14ページをお願いします。

(2)経営指標に関する事項でございます。

経営状況や資産、管路がどの程度更新されているかを示す指標となっております。経営の健全性を示す経常収支比率は110.78%であり良好な状況であります。料金水準の妥当性を示す料金回収率は106.94%であり、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況でございます。

資産の減価償却の状況を示す有形固定資産原価償却率は54.38%であり、資産全体として半分程度が耐用年数を経過しているという状況でございます。

法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は43.23%と老朽化が進んでいるのに対し、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.68%となりました。

続きまして、17ページから20ページが、先ほどすみません、主な工事の内容を示しております。100万円以上の建設工事の概要について記載しております。

令和4年度は管路の耐震化や老朽化した管路の改良、災害復旧や他事業に伴う工事、設備の更新工事などを実施しております。このうち、耐震管の布設工事や施工延長の長い改良工事を行った箇所について、資料として3番になります。位置図も提出させておりますので、ご覧おきください。

次に、24ページをお願いします。

企業債の概況についてですが、令和3年度末ですが、残高合計は12億4,153万1,000円でございます。令和4年度の借入額については1億7,000万円を財務省より借り入れております。本年度は財務省に対して、合計1億6,601万4,000円を償還いたしましたので、差引額、令和4年度末残高は12億4,551万6,000円となり、前年度より398万5,000円増加しております。

最後に、水道料金の収納状況についてご説明させていただきます。

資料で、すみません、あっちこっちします。資料の1番、資料として提出させていただいております別冊の1番のほうをご覧ください。

最終の8ページをお願いします。

水道料金の収納状況というところで、月別、科目別などで、表で明記しております。上から4つ目の表ですね、下から3つ目をご覧ください。

納期到来済分現年度収納状況です。年度内に納期が到来する水道料金としては、調定額9億2,248万8,000円に対し、収納額9億1,565万3,000円で、収納率は99.26%となりました。前年度より0.13ポイントの増加となっております。

また、その下、下段で、過年度分の収納率については61.82%となっており、前年度より4.88ポイントの増加となっております。

以上が、認定第2号、令和4年度水道事業会計決算の概要となります。

引き続き、議案の21号のほうを説明させていただきますので、決算書のほうは7ページ、8ページをお開きいただいて、あと提出議案のほうですね、議案書のほうは8ページになります。

では、説明させていただきます。

議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明させていただきます。提案理由といたしましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度に生じた未処分利益剰余金の処分を行いたく、本提案としたものでございます。

先ほど準備いただきました決算書の7ページ、8ページをご覧ください。

未処分利益剰余金、表の下のほうです、案とさせていただいているところで、未処分利益剰余金3億706万1,695円の処分案の内訳といたしましては、令和4年度に企業債の元金を償還するために、減債

積立金から取り崩した1億6,601万4,548円と、建設改良工事のために建設改良積立金から取り崩した3,500万円を合わせた、この表で行くと3行目ですかね、2億101万4,548円を自己資金へ組み入れ、当該年度純利益である1億604万7,147円について、今後の企業債の償還に充てる減債積立金、その下の5,604万7,147円、基幹管路の耐震化等の事業に必要な財源に充てる建設改良積立金としてその下の5,000万円をそれぞれ積み立てるものとして提案させていただいております。

以上が、議案第21号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

まず、水道事業会計の決算についてご質疑はございませんか。ございませんか。

戸上さん、よろしいですか。どうぞ。

○戸上 健委員 最後で結構です。

○南川則之委員長 ほかありませんか。

戸上さん、どうぞ。

○戸上 健委員 11ページ、報告書についてお尋ねします。総括事項、概況です。

配水量で、この経営の状況で南勢水道受水費3億3,000万円ということが出ております。総配水量は379万立方で68.6%が南勢水道用水で賄ったということになっております。計算してみますと260万立方メートル強が南水です。受水費で割ると1立方当たり127円になるんですけども、これは間違いありませんか。

○南川則之委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 水道課課長補佐の河原です。よろしくお願ひします。

戸上委員のご質問の受水費を受水量で。

○戸上 健委員 南水の1立方当たりの給水原価、単価、これだけで結構です。

○河原課長補佐 ちょっと私も事前に計算をしていたんですけども、その単価とは少し乖離があるように思います。

○戸上 健委員 分かりました。毎年聞いておりますもんで、計算していただいておりますというふうに思います。

私の計算でほぼ間違いありません。1立方メートル当たり約27円。

そうすると、自己水源ですね、自己水源は1立方メートル当たり給水原価、これは幾らでしょうか。

○南川則之委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 計算の仕方がいろいろあるかと思うんですけども、今回は原水及び浄水費から受水費を引きまして、それを実際に配水した量で割って単価を出すという方法で計算をしてみました。そちらでは、1立方メートル当たり87.5円となります。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 前に聞いておりますもので、計算していただいておりますというふうに思います。ですから、南水は127円、自己水源は87円、ですから、南水がいかに高いかということです。南水の契約水量はこれ2万トンですわね。責任水量は令和4年度で減りましたでしょうか。

○南川則之委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 責任水量としては、契約水量の40%ということで変更はございません。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、令和4年度、それまでもずっと努力していただいて、水道課、南川さんの時から努力していただいて、契約水量から責任水量についてはどんどん減らして、市の負担分を減少させていただいております。令和4年度は40%ということで減っていないという理解でよろしいでしょうか。はい、分かりました。

○南川則之委員長 戸上委員、次回の南水との契約の更新がありますので、そのときにまた、今現在40%ですけども、下げられないかということも協議してくれということでも言わせてもらっておりますので。

○戸上 健委員 ああ、分かりました。水道課、ちょっと議会としても応援しなきゃいけません。

○南川則之委員長 ほかにどうぞ。

○戸上 健委員 2点目です。

監査委員の報告を読みますと、水道課と水道決算がいかに優れておるかというのを僕は改めて実感をいたしました。職員一人当たりの営業収益、これが出ておりますけれども、類団ですね、この年間使用について同じようなところの指標ですけれども、職員1人当たり営業収益は5,452万円、ところが鳥羽市の職員は1億146万5,000円と倍近い営業収益を皆さん上げておると。それで、職員数は、類団は12人おるんですけども、鳥羽市の水道課の職員は9人でやっておると。ですからもう本当に少数精鋭で、市民のためによく頑張っておられるということ。委員長、これは質問じゃありません。評価です。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 はい。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 経営指針に関する、14ページ、管更新率0.68、この0.68にかかった経費は幾らですか。そうするといろいろなものが計算できるもので、ごめんな。それだけ教えて。

○南川則之委員長 少しお待ちください。

河原課長補佐。

○河原課長補佐 決算書の38ページに、基本的支出の建設改良費の金額のほうが出てございます。

○尾崎 幹委員 38、ちょっと待ってね。

○河原課長補佐 こちらの工事請負費をご覧いただきますと、3億6,000万円ほど計上されておりますが、これがそのかかった費用ということで。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 新管という解釈でいいんですね、3億6,000万円が。

○南川則之委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 この中には、消火栓の設置工事等もありますので全てというわけではないんですけども、ほぼこの金額というふうに考えております。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 この新管というのは耐震の管ですよ。その経費0.68%というのは、どれを見ていったらどう見るの。それだけ教えて。

○南川則之委員長 尾崎委員、また後日、水道課のほうへ聞いてください。

○尾崎 幹委員 直接聞きに行く。はい、以上です。ありがとうございます。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、続いて、水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 質疑もないようですので、これで認定第2号、令和4年度鳥羽市水道事業会計決算認定について及び議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査を終了いたします。

この後、振り返りを行いますけれども、昼食のために1時まで休憩いたします。

(午後 0時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○南川則之委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、本日審査しました範囲で振り返りを行います。

委員の皆さんで取り上げたい事業等はありませんでしょうか。順番にお願いします。

まず、介護保険事業特別会計についていかがでしょうか。

ございませんか。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 介護保険のところについては、私ちょっと発言もさせていただきましたけれども、高齢者65歳以上が7,000人を超えているということで、やはり元気に、長生きしてもらうということが大事ですので、介護予防にぜひ力を入れていただきたいということを申し上げましたけれども、その中でも、やはりお出かけをするということが一番、介護予防にもつながりやすいのかなというところで、市内各地から鳥羽のほうへでもお出かけをするというふうな、そういうことに対しての事業をまた展開してほしいということを要望もさせていただきましたけれども、その辺のことについても、ちょっと載せていただければなというふうに思います。

○南川則之委員長 ほかにございませんでしょうか。

戸上委員、よろしいですか。

○戸上 健委員 結構ですけれども、今の世古さんの提案ですけれども、介護保険特別会計の事業は、介護保険法に基づいて事業が決められておりますもんで、お出かけの応援というのは一般会計の企画財政や健康福祉課の分野で、介護保険事業とは保険法に適用するかどうかというのをちょっと精査したほうが、僕はいいという

ふうに思うんです。

○南川則之委員長 ありがとうございます。

ほかに。

濱口委員。

○濱口正久委員 認知症サポーター養成講座を開いていただいて、それに係るボランティアの方を増やしているというのは、非常に大いに、私はありがたいことをしていただいていると思うんで、そういう活動をもうちょっと広げていただいて、そういう方々が地域にも見えるということを努めていただきたいと思います。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、次に、国民健康保険事業特別会計についていかがでしょうか。

中村委員はよろしいですかね、いろいろ質問もしていただいたですけれども。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかによろしいですかね。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、続きまして、後期高齢者医療特別会計についてはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 そうしたら、続いて、定期航路事業特別会計についてはいかがでしょうか。

よろしいですか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、利用客も増えた中で、支出は増えていますけれども、これ、唯一の離島と本土を結ぶ、離島住民にとっては大事な足ですので、そういうことを考えて、この定期航路の維持にしっかりと努めていただきたいと思います。

○南川則之委員長 ほかに。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 そうしたら、続きまして、特定環境保全公共下水道事業特別会計についてはどうでしょうか。

(何事か発言する者あり)

○南川則之委員長 よろしいですかね。

水道事業会計についてはどうでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 新管の改良工事が入っていましたんやけれども、0.68%しかまだやっていないと。ただ、水道課だけでこの事業の計画を立てるんじゃなしに、企画、建設、市道の中に全部通つとるわけですから、今後、やはり人口減と同時に、使われない市道も、また家も、どんどん今空き家が増えとる中で、これを一とし

て物事を考えるのか、それともやはり、2040年でした、1万人に鳥羽をと市長そこまで言うとするわけですから、それに合った計画に変更するのか、これはやはりしっかりとしていかな、それでなくても災害がいつ起こるか分からないという状況の中で、このまま150年以上かかるような事業の推進が本当にいいのか、そこから辺見直していただきたいと思っています。

以上です。

○南川則之委員長 水道課は水道ビジョン計画していますので、それに基づいて計画的にやれということですね。計画的に立ててこいということですね。

○尾崎 幹委員 それはもちろん、それが基礎になると思います。ただ、やはり、人口推計から何もかも変わってきます。これやっていくと、やはり50年できるような段階ではないいうのが、今日見えましたもので、ただ、これをやっていく中で、人口減はもうもちろん、47町ある中でも、どんだけそれを、全部今までであった、百何キロでした、あるわけですから、それを本当に替えていくんかという、まず議論をちょっとしていただきたいな。それでやはり優先順位ですよ。そこもやはりしていただかないかと思ういます。

以上です。

○南川則之委員長 計画的にということですね。

ほかにありませんか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 質疑もしましたけれども、委員長の発言もございましたけれども、南勢水道の契約水量と責任水量、この責任水量40%までというのは、よう頑張ってきたというふうに思うんです。これ、担当課も歴代頑張っていたいておりますけれども、市長会でも、県の企業庁に下げよということを申し入れているというふうに思います。担当課も、執行部は、これ非常に頑張つとるもので、議会もこれはぜひ応援しなきゃいかんのではないかというふうに思います。何らかの委員長報告か何かで、これも付記していただければというふうに思います。

以上です。

○南川則之委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、本日の振り返りは終了したいと思います。

引き続き、4日間の全体の振り返りのということで、出された意見等について、再度4日間のを絞っていただきたいと思っています。

この昨日までと今いただいたところは、今日のところはちょっとまとまっていないんですけれども、事務局のほうがいろいろまとめてくれていますので、遅くまでかかって、それを提出させてもらってよろしいですかね。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 提言書も含めて、昨日私と副委員長で、いろいろ事務局と相談させてもらって、リストアップするところも含めて、候補的なことも出させてもらいましたので、そのところも含めて、さらに追加があ

るとか、中身を検討していただくということで、少し今から資料焼いて提出してもらいますので、議論させてもらうということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 では、しばらく休憩させていただきますので、よろしくお願いします。

(午後 1時08分 休憩)

(午後 1時28分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今回の4日間の振り返りの中で、委員の皆さんから意見出しをしていただいたところ、事務局より概略をまとめていただきました。さらに内容を詰めていただきたいということで、事務局のほうから報告をさせていただきますので、確認をお願いします。

事務局、よろしくお願いします。

事務局次長。

○平山次長兼議事総務係長 すみません、事務局平山です。よろしくお願いします。

今お配りさせていただきました資料なんですけれども、横書きのいろんな意見等の一覧を配らせていただきました。こちら、火曜日から本日までの分含めて33項目となっております。2枚配らせていただいたんですけども、令和6年度予算編成に対する意見書(案)というものが、ちょっとたたき台として作らせていただいた、今回提言として、これを挙げてはいかがかなという案も、たたき台として作らせていただきました。あと、参考としまして、令和5年度予算編成に対する提言書、去年提言したのも一緒に配らせていただきましたので、そちらのほうも参考にご覧ください。

では、実際に発言された意見等について、少し説明のほうをさせていただくんですが、ここに発言した項目といえますか、タイトル、各1から33までありまして、それについて各委員さんから発言された内容についてを下のほうに、項目別に分けて記入している形になります。今回もこの中から選んでいくような形で、市長への提言という形になってくるかと思えますし、あと、この中から最終的に、来週にあります本会議での委員長報告に上がってくる項目にもなってくるかと思えます。全体的には委員長報告に入ってくる項目がありつつ、その中でもさらに絞ったものが市長への提言になってくるという、そういうイメージになってくるかと思えますので、まずはこの中身についてを、ちょっとご確認いただきたいんですけども、読んでいくのもあれですよ、読んでいきましょうか。

○南川則之委員長 ざっと読んでいって。

○平山次長兼議事総務係長 では、ちょっと1つ目から順番に読ませていただきますので、よろしいですかね。

○南川則之委員長 読ませてもらっていいですか。

(「読んだって、読んだって」の声あり)

○平山次長兼議事総務係長 読んでいっていいですか。

じゃ、1つ目、事業名、概要、歳入、あとふるさと納税についての項目があります。こちら、世古雅人委員から、ふるさと納税の返礼について、水産物もっと広げてほしいということと、繰越金が多くなってきている

ので、もっと事業を行ってほしいという意見もいただいています。あと、世古安秀委員からは、ふるさと納税が増えてきているので、経済が発展するような事業のほうを実施してほしいという意見がありました。あと、濱口委員から、企業版ふるさと納税についてもしっかり取り組んでほしい、あと、鳥羽としてどういったものを売りにしていくのか、総合的な経済波及効果を考えて上で提案すべきであるという意見をいただいています。尾崎委員からは、ふるさと納税について、同じ規模の自治体では189億円集めているところもありまして、企画の段階で考えるべきだと、工夫が必要だという意見をいただいています。工夫次第で付加価値も上がってくるというような、そういったご意見もいただいています。戸上委員からは、過去最高額であるけれども、喜ぶべきことではない。委託金で観光協会へ6,000万円払っていますけれども、委託を引き上げて、市の職員で担当すべきではないかという意見をいただいています。

2つ目、監査についてですが、世古雅人委員から、監査で指摘されたときだけでなく、継続的にミスのないように注意してほしい。コンスタントにミスが少なくなるように行っていただきたいという意見もいただいています。尾崎委員からは、外部の目が必要になってきているので、外部監査を導入すべきだというふうな、そういった意見をいただいています。

続きまして、3番、政策推進・調整事業についてです。こちら企画のほうです。プロモーション動画を目で見ることができる周知であって大切であるので、継続してアピールしてほしいと、坂倉委員からいただいています。濱口委員からは、動画の存在を市民がどれだけ知っているか、目的は浸透させることであるのが目的だというふうな意見をいただいています。山本哲也委員からは、シリコンバレーは何となくふわふわしているように思うので、浸透させていかないと、本当の恩恵にはつながらないというふうな意見もいただいています。

4つ目、総合計画の推進事業についてですが、濱口委員から、事業評価が大切なので、現状はもう作っているだけになっているというふうな指摘がありました。次年度の評価につながる予算に反映するようにしっかりと取り組んでほしいという意見でした。

5つ目、成果説明書についてなんですが、尾崎委員から、今の成果説明書だと、事業の結果しか掲載していないので、成果についても記載すべきだというふうなご意見をいただいています。

6つ目、国際特別都市建設促進事業についてなんですが、戸上委員から、要望による実績もなく、勝ち取った財源もないものですから、廃止すべきではないかというふうな意見をいただいています。ただ、木下委員からは、議会においても国際特別都市議会議長協議会があるので、そちらとの整合性があるので、検討が必要だというふうな意見をいただいております。

続きまして、7番目、鳥羽への移住・定住応援事業についてですが、木下委員からは、移住に偏りすぎているので、もう少し鳥羽の人に目を向けてほしいと、住んでいる人が少しでも出て行かないような施策があってほしいという意見をいただいています。

8番、入札の契約事務事業についてです。濱口委員より、市内事業者への優先発注について、職員への周知を図ってほしいということでした。

9番の職員の健康管理業務について、尾崎委員からは、有給休暇の取得率が低いので、かつ使える体制が取れていないという意見をいただいています。濱口委員からは、休みが取りたくても取れない、職場環境が悪いと市民サービスにも直結するという意見をいただいています。中村委員からは、民間であれば労働基準監督署

に指摘される可能性もあるとの意見もありまして、あと、健診結果やストレスチェックのその後のケアが重要であるとの意見をいただいています。あと、世古雅人委員からは、職場環境にまで踏み込んで、何が原因であるかを突き止めるべきであるという意見もいただいています。職員が疲弊していると、よい仕事ができないのご意見いただいています。

10番、人権施策推進事業、人権問題啓発事業、両方合わせてなんですが、戸上委員より、この同和対策事業そのもの自体をなくすべきではないかというふうなご意見をいただいています。

続きまして、11番、地域共生社会推進事業についてです。濱口委員からは、地域力アップ応援金について、もう一回まちトークの開催が必要であるということを知ってほしいというご意見がありました。世古雅人委員からは、ひきこもりサポートや参加支援事業をしっかりと取り組んでほしいという意見でした。

12番、集落支援員事業については、世古雅人委員より、支援員になってもらえる人は見つけにくく、発掘して事業に結びつけてほしいとのことでした。推進していけるような予算編成をとの意見もいただいています。

13番、保育所運営事業についてです。世古雅人委員より、所管事務調査の聞き取りでも、消耗品が買えないとか、修繕も保育士で行っている状況であるので、対応できるように予算編成のほうをしてほしいという意見でした。

14番、JRの鳥羽駅前の公衆便所についてです。戸上委員からは、こちらについてはもう閉鎖をしてもよいのではないかと意見をいただいています。

15番、みえ森と緑の県民税事業、こちら危険木についての事業です。戸上委員と坂倉委員より、予算が91万円足りなかった。市民が喜んでいる事業であるので、予算を増やすべきとの意見をいただいています。

続いて、16番、種苗放流事業についてです。世古安秀委員より、中間育成により歩留りが3%から10%に上がる。こちらについてしっかりと続けてほしいとの意見でした。世古雅人委員からは、トロさわらでできたことを種苗放流のほうでも検討してほしいとの意見でした。

17番、農業振興・鳥獣害対策事業についてですが、世古雅人委員より、市民は苦勞しているので、できる限り手厚く支援のほうをしてほしいとの意見でした。

18番、漁業支援についてです。戸上委員より、議会は海女応援条例もつくったが、海女応援の予算が減らされていると。市として本腰のほうを入れてほしいと、あと水産計画もつくるべきだとの意見をいただいています。山本欽久委員からは、漁業者応援事業の予算も拡充すべきだとの意見をいただいています。

続きまして、こちらは14日木曜日、3日目のほうに入ります。

19番、空き家活用促進事業及び建築物の耐震促進事業についてです。濱口委員より、両事業をセットでしっかりと取り上げてほしいというご意見をいただいています。

20番、住宅運営管理経費について、世古雅人委員より、解体と整備と有効活用を図ってほしいと意見をいただいています。あと、世古安秀委員からは、市営住宅の空きが多いので、そちらについての十分に活用してほしいという意見をいただいています。

21番、道路維持業務についてです。尾崎委員から、市道管理の予算が3,000万円では少な過ぎると、もっと予算をつけるべきだと意見をいただいています。

22番、消防職員の研修事業について、こちらも尾崎委員で、訓練する場所の確保が必要であるとの意見をいただいています。

23番、消防車両等の整備維持管理経費についてです。こちらも尾崎委員から、古い車両では消火や延焼防止ができるのかと、新しい車両をもっと増やしていくべきだというふうな形で意見をいただいています。

続きまして、24番、消防水利整備維持管理経費についてです。濱口委員より、消火栓等の維持管理について、整備不良により、いざというとき使えないといったことがないように、対策のほうが必要だと意見をいただいています。

続いて、25番、小学校の管理業務、中学校の管理業務合わせてですが、山本欽久委員より、教職員の住宅や子供の教育環境の整備について、適切に管理のほうをしてほしいといただいています。あと、世古雅人委員より、遊具の修繕も含め、維持管理について全体的に話をすべきだというふうに意見をいただいています。

続きまして、26番、公民館維持管理事業について、尾崎委員より、耐震基準を満たしていない公民館が避難所になっている場合もあり、安全ではない。しっかりと取り組んでほしいと意見いただいています。

続いて、27番、文化財保存推進事業です。こちら、旧鳥羽小学校の校舎についてです。尾崎委員より、海の博物館をもらったことで、片手間になっているように感じると、計画性のほうを持ってやってもらいたいという意見でした。

続いて、28番、教育振興事業についてです。濱口委員より、コミュニティースクールディレクターの配置をしっかりとしてほしいというご意見でした。

続きまして、29番、高校生修学支援事業についてです。世古雅人委員より、高等学校通学費補助について、こちらについても触れてほしいとのご意見でした。

30番、図書館運営事業について、木下委員から、障がいのある児童などに配慮した対策があってもよいのではとの意見をいただいています。

続きまして、こちらからが本日の分となります。

31番、介護保険事業についてです。濱口委員からは、認知症サポーター養成講座についてもっと取り組んでほしいとの意見でした。

32番、定期航路事業についてですが、こちらも濱口委員から、離島住民にとって唯一の公共交通でもあるので、定期航路の維持にしっかりと取り組んでほしいとの意見です。

33番、水道事業についてです。尾崎委員からは、新管の改良工事が0.68%にとどまっている。災害のことも考えて、優先順位等も含めて検討のほうをしてほしいとの意見でした。戸上委員からは、責任水量が40%となってきた、執行部のほうは努力をしているというふうなご意見をいただいています。

以上ですが、これまでに出てきた意見となっております、この中から予算編成に対する提言書と、あと、委員長報告のほうになってくるテーマを挙げていく形になるんですが、提言書の案として、一応こちらで作らせていただいたものもありますので、先に去年の提言、どのようなものを挙げているかを、紹介のほうをさせていただきます。こちらちょっと文書のほうを読ませていただくんですが、よろしいでしょうか。

1番、令和3年度決算は、新型コロナウイルス感染症の対策で様々な経済対策を行っており、良好な結果と

なっている。今後の先行きが見通せない中で、これまで以上に自主財源の確保に力を入れていかなければならず、ふるさと納税や公有財産の活用など、各事業の拡大に努められたい。

2番、市道の維持管理については、町内会からの要望も十分に満たしておりません。市は維持補修を含む道路関連の予算を拡充し、道路管理者として安全・安心な道路管理に努められたい。

3番、ICT教育関連設備については、導入に係る経費のほか、機器の更新費用や学習管理ソフトウェア、機器のサポート等のランニングコストについても今後増大していくことが見込まれる中、これらの費用を市が単独で負担するのではなく、国や県に対しても費用負担を求めるよう努められたい。

ちょっとお待ちください。電池がちょっと切れたんで、すみません。

すみません、では引き続き、ちょっと裏面のほうをお願いします。

4番、若い人や子育て中の方への移住・定住に対する応援事業に積極的に取り組み、活気あるまちづくりに努められたい。

5番、市民の幸せの実現のため、市民サービスと業務生産性の向上を目指し、スマホやマイナンバーカードの活用をはじめとするDX事業を全庁的に推進されたい。

以上、5つについて、昨年は提言のほうをしております。

こちらをちょっと踏まえまして、こちらをちょっと片隅に置いていただきつつ、今回の案について説明のほうをさせていただきます。

もう1枚、別の紙のほうを見させていただきまして、令和6年度予算編成に対する提言書の案です。

上の文書は飛ばさせていただくんですけども、記の下のほうをお願いします。

1、歳入増加の取組として、ふるさと納税における返礼品について、より多くの鳥羽市の水産物を取り入れるべく、さらなる検討を期待するとともに、企業版ふるさと納税のさらなる獲得に取り組まれたい。また、供用の終了した市営住宅の解体撤去を進め、その有効活用に努められたい。

2番、市が保有する施設等について、計画的な除却、修繕による適切な維持管理に努められたい。市道の維持管理については、町内会からの要望を十分に満たしておらず、市は維持補修を含む道路関連の予算を拡充し、道路管理者として安全・安心な道路管理に努められたい。

3番、職員の健康管理について、有給休暇取得率の向上しない原因究明及びその対策に当たるとともに、労働条件の改善に努められたい。

今回はすみません、3つ案と挙げさせていただいてまして、2番についての道路維持については、去年のものと同じ形となっております。

○南川則之委員長 以上ですか。

○平山次長兼議事総務係長 以上です。

○南川則之委員長 事務局のほうから、皆さんのいただいた意見等を踏まえて、表にまとめていただきました。

ここで、最初の取り上げたい事業の中でピックアップしたもの、これ、次長のほうで、まだ発言の意見等を集約したものをここに書いてありますので、まだ肉づけのされていないような文章になっておりますけれども、この中でさらに内容を、この辺はいいんじゃないかとか、取り上げたいとか、あるいはこれ以外にも、最初の時に言いましたけれども、さらに取り上げてほしいというようなところがあれば、ご意見を伺いたいと思いま

す。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 その前に、この、今、令和4年度に、9月27日、木下議長が提言しています、この予算編成に対する提言書といただきましたよね。このやはり5項目、これ全部、何一つされていないんじゃないんですか。これをやはり提言して、今年に何か反映されとるかなと思うようなもんはないと、僕は見るんですけども、これはやはり議会軽視にならへんかなと思って。議会が、やはりそれなりに議論した中で、その中でも優先順位をつけて、これを出したわけです。本当、道路維持なんて、もうずっと変わっていないわけですよね。それで、これを市長が受け取ります、それで市長は本来、これに対して何をしましたかと、しますというものを、本来議長に出してもらわないかんのに、そんなのないんでしょ。提言しましたいうんで終わるとるならば、これはやはり問題ですよ。そこをどうしていくかという、やはり強い、もう一つ、何というんですか、やはりこれ出す限りは、議会のほうから出す限りは、議長が市長宛てに出すわけですから、委員長と、やはりそれを、何というんですか、成果までは絶対求めやないかんのじゃないかなと思います。同じようなことを、やはり今年も出とるわけですから、これ問題じゃないかなと思っています。それは皆さん、どうでしょう。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 私も、この昨年を見させてもらって、尾崎委員が言われたように、すぐに対応してくるのは難しい部分もあると思います。ですけれども、見た中で、対応できるものが、要望しているのに対応があまりされていないのではというような思いがありましたので、これ、なかなか予算が、議員から言ってできるものではないと思いますけれども、対応ができるものは幾つかはあるのかなと思いますので、その辺に、せっかく提言というのを重きにさせていただきたいなというのだけは思いました。

○南川則之委員長 お二人のご意見なんですけれども、この尾崎委員が言われた、5年度編成のときに向けて、去年の決算委員会で出たことを踏まえて、令和5年度の予算編成に生かしてくださいということで、この4年の9月27日に出しておりますので、それは今年度の予算編成にどう反映しとるかというところは、今年の3月に5年度の審議をしていますので、予算の。その時にすると。また、今回このようにして提言するということは、来年度の予算編成に関わってくることで、来年度の3月に、再度しっかりとこれが踏まえられとるかというところを、皆さんにチェックしていただくということになると思いますので、その辺はまた6年度に向けて、今回は提言書を出すということですので、その辺は。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ、木下議長と委員長の世古さん自体は、去年の9月27日に提言出していますよね。それならば、本来、11月までやった予算編成の何か確認作業というのは、それに何らかの反映しましたという答えを、議長のほうへ本来持ってくるのがよその議会です。うち、言いつ放しでは、やはり議会軽視にならへんかなと思って。これ、何らかの形で、5つあるうちの1つでも、やはりこういう形でとか、これは次にとか、これを出しとるのに、市長自体は検討してへんという見方が僕にはできるもので、これでは何のための決算委員会をして、みんなの意見を聞いて、いいものと悪いものが出たわけですから、それをやはり、公平で平等な目で、できるものとできひんもんを優先的にやっていくという回答すらもないんですよ。これはやはりちょっとおかしいんじゃないかと思っていますけれども、皆さんどうですか。

○南川則之委員長 議長、どうぞ。

○河村 孝議長 尾崎委員の指摘も、ごもっともな部分もあると思います。ただし、予算編成権者は市長で、予算編成権にどこまで議会が踏み込めるかというところというのは、基本的に押さえなければならぬと思っています。ただ、こういった提言書を軽く扱われても困るので、後ほど私も執行部側に申入れはしようと思ったんですけども、この提言を受けて、当然、6年度予算の審査が3月にありますんで、そのときに受けた結果、どういうところを工夫して、こういうふうなところに生かされましたよというところには、執行部は説明責任が発生すると思いますので、そこを委員長とまた強く求めていきたいなというふうには思います。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 もし、本当にしてほしいです。それでも言うこと聞かへんだら、議員提案でいいんです、これは。それで通すことは可能ですから、皆さんの意見なんやで。これを執行部がもししいひんだら、議員提案で予算つけていったらいいんですもん。それを、この中でだめやと言う人がおるならば、最初からもう反対してもうたらいだけの話で、今からする作業というのは、みんなの総意の下で出しとるわけですから、それをしっかりとやっていただきたい。もうそれだけです。

以上です。

○南川則之委員長 そうしたら、また提言書を提出するときに、しっかりと意見を言って出していきたいと思います。

ほかにございませんか。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 先ほどの関連のところ、議長もおっしゃられたんですけども、きちんとやはり執行部が提案に、議会の提案に対して、こういうふうなことに予算をつけましたよということを、きちんと文書でもらうというふうなことが、やはりやってもらわんと、それはどこに反映されたんかというところを、これまでは確かに、言うて努められたいというふうなところの文章もありましたので、ここはこういうふうにしましたよということは、各担当課はそれを考えて予算も要求したり、つくったりするというふうなところがあるのかなと思いますけれども、まず文書できちんと、執行部がこういうふうにしましたよということを出してもらうことが、まず必要かなというふうに思いました。

以上です。

○南川則之委員長 議長、もう一度お願いします。

○河村 孝議長 世古委員おっしゃることは、新たにもう一步踏み込む話なんですよね。世古委員長の時も、申入れをして、申入れをして文書で返せなんてことは一言も言っていないわけで、これを今委員会をもって申入れをするということであれば、新たに執行部とのすり合わせが必要ということは認識していただきたいと思います。ただ、尾崎委員も世古委員も、そうやっておっしゃるのであれば、今までも、当初予算の中では、企画財政課長が議会から提案を受けて、こういうところのボリューム膨らませたという説明はあったはずなんです。その説明だけでは足らんということであれば、執行部ともう少し話し合いはさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○南川則之委員長 議長、ありがとうございます。そうしたら……。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やはりこの、今回のこの決算の中身を、今から意見を出すんですけども、前後があるわけですから、前々もあるわけですから、それをやはり、過去3年間同じことが出てきとるというのは、もうやはり、これ問題にせないかんのじゃないかと。今回のこの、次長がつくり上げてもらた中身と、前回出したものと、同じものが出てくるということは、一つでも改善しとったら、皆さん言わへんと思います。10あるうちの1改善しとったら、頑張つとるなという声になって、それが成果として、結果として出へんだらまた文句言うと思うんですけども、やはりそれがここに出とるということは、お願いします。

○南川則之委員長 分かりました。そういうことで、今回、また皆さんの意見を確認させてもらって、強く言っていくということで、ほかの委員の皆さんの、何か意見ありますか。

戸上委員、何か、今の意見を聞いて。

○戸上 健委員 先ほど議長がおっしゃったけれども、予算編成権というのは市長にあるわけですね。執行権も執行部、市長にあるわけで、議会がどこまでそこに踏み込めるかと、それは議会としての、議員としての一応の節度というのは、僕は必要だというふうに思います。思いますけれども、県議会が今やっている方向、取組というのは、ある程度、予算の骨格が決まったときに、議会にも相談があるわけなんです。ところが鳥羽はありません。我々が予算書を見ることができるといのは、完成してから議員に配られて、こんな予算になったんかと初めて分かります。ですから、それをどう改善していくかということは、これからの議会改革特別委員会の仕事にもなるかも分からんけれども、検討していく材料だというふうに思います。

僕としては、予算正副委員長と正副議長が、市長の予算の骨格編成が決まった段階というか、その段階で、ある程度説明も受けて、そして議長から、いや、これは議会が提案した中身が盛り込まれていないやないかというものがあれば意見をすると。それはもう、決定権は市長にあるわけだから、どこまで踏み込めるか分かりませんけれども、それ、一定の議会での修正といいますか、県議会やつとるようなやり方を、やはり鳥羽市議会も取り入れて、議会もそれなりに予算編成、それ自体にコミットできるということを展望していく必要があるんじゃないかというふうに思います。それはもうちょっとこれからの課題やもんで、今回はちょっと難しいというふうに僕は思います。そうやもんで、先ほど議長がおっしゃったように、もう正副議長の間で、予算委員長と、このみんなの意見を踏まえた予算編成の中身になるように、絶えず目配りをさせていただくということになるんじゃないかと思えます。

○南川則之委員長 ありがとうございます。

○尾崎 幹委員 僕はまるきり反対です。市民のほうを向いたら、一つのやはり予算が足りんために、安全・安心が壊れとるとか、それがもう現状に出てきとるわけですね。それを執行部側に合わせてというんじやなしに、やはりこれ、今回出た意見というのは、重たいもんやと思っています。その重たいもんを、執行部に対して提言するわけですから、その執行権にしる、市長が持つとるとしても、市長はこれをないがしろにはできない。それぐらい強い議会になってもらわないかれないと思っていますので、そうすることが市民、安全・安心につながるということやと思っていますので、ここでないがしろにしないようお願いしたいと思います。

以上。

○南川則之委員長 よく分かりました。

どうぞ。世古雅人委員。

○世古雅人委員 すみません。私も市民の声は大切やと思います。それで私らは市民の声を届けるための議員やと思います。ですけれども、執行権は、予算のやはり編成権は市長ですので、確かに、私らはその声を反映してほしいという思いで、提言というふうな形になるのかなと思いますので、その辺はやはり、一定のそこがあります。それとやはり、職員仕事をようけ増やしたらいかんのかなと思いますので、やはり予算編成を見れば、我々議員が提言したことがおのずから分かってくるのかなというのは、我々が判断できると思いますので、一番私が最初に言わせてもらったのは、やはり、その提言がどれぐらい反映されているかな、あまり反映されていないということがだめなんかなということと言わせてもらいましたので、その辺だけちょっと言わせてもらいます。

以上です。

○南川則之委員長 ありがとうございます。

ちょっと提言書のことに踏み込んで、意見が出ましたけれども、もう一度戻って、この意見をまとめるというところをどうしていくかというところで、一つずつ、また時間取っていくと、時間がありませんけれども、どうでしょうか。どうですか。どうしていくべきという。

戸上委員。

○戸上 健委員 僕も議員間討論をお願いしたこともありますけれども、決算委員会の中で、最終的に何を提言するかということと、それから委員長報告に何を盛り込むかということは委員長の権限ですから、これは委員長にお任せする、正副委員長にお任せすると。それから、市長への提言も、正副議長と正副委員長で、最終的に詰められたらいいんじゃないかというふうに思うんです。そうやないと、もうほかの議員はみんな、僕もそうだけれども、もっと自分の言い分を盛り込んでほしいというのは、みんなあるというふうに思う。そうしたらもう何十項目になってくるわけやもんで、もうそこは正副議長、正副委員長にお任せしてやるということでもいいんじゃないかというふうに思うんです。

○南川則之委員長 ありがとうございます。

ほかの人の、委員の意見をお願いします。

○坂倉広子委員 決算委員会を終えて、そして皆さんの意見が、こういうふうにして集約していただいたというふうのが、まずこれが皆さんのまとめたことだというふうに私はとても認識していますし、やはり戸上委員が言われたように、正副委員長に、本当にこの提言というのは、また何というんですか、もう一任させていただいて、そしてしていただくという、私も議論はしたわけですから、そしてその中で、皆さんの意見を集約していただいたのがこれかな、このペーパーであるかなと、私は思いますので、それも皆さんがここでよくもんだということが提言につながっていくというふうに思っておりますので、そこは私も正副委員長にお任せしていいのではないかという意見です。

○南川則之委員長 ありがとうございます。

ほかの人の意見はどうでしょうか。

濱口委員。

○濱口正久委員 これ、意見、皆さんから取り上げていただきたい意見というのはまとめていただいたんですけども、確認しておきたいのは、これ、出された意見、皆さん確認していただいて、いや、こういう意味やないんやというところとか、もし、こうじゃなくてというところがあったら、今のうちに言っておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○南川則之委員長 今気がついたことでもいいし、また事務局のほうでまとめますので、事務局のほうにこうですよということを、これまだ、先ほど私が言ったように、肉づけされていないので、きちっと議事録起こして、音声起こしてまとめていきますので、最終的には、出すまでには、各委員には届けて、こうしますよということはきちっと報告させていただきますので、その辺も確認できるかなと思いますので、お願いしたいなと思います。

議長、どうぞ。

○河村 孝議長 1点だけ、正副委員長と正副議長で一任いただけるということであれば、まとめさせていただこうとは思うんですけども、戸上委員の意見の中に、しっかりスクラップアンドビルドを意識していただいて、スクラップするところの事業を具体的に指摘いただいたところがあったかと思うんですけども、大事な観点なんで、確認させていただきたいんですけども、そこも委員長報告の中にしっかり盛り込んで、議会の全体の意見として出していくのか、戸上委員の個人意見として、この場で皆さんに意識改革の意識だけ持ってもらいたいという思いなのか、その辺をもう少し説明いただけるとありがたいんですけども。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 何点か、3点か4点、これはスクラップしても構わんという意見を出しましたけれども、僕はそれぞれの課題で、自分なりに感覚的にはそう思うんですけども、具体的にいろんな状況と、それから数値的な精査をした上で発言しとるんじゃないんです。ですもんで、議長おっしゃったように、全体の議論として、これはもうスクラップしてもいいんじゃないかということを、議会側から執行部に提案するという姿勢は、僕は大事やというふうに思いましたもんで、今回そういう発言を特にやりましたけれども、しかし、それぞれについて、僕は発言は責任持ちますけれども、深く全体について分析をし抜いたということではありません。それは付記しておきます。

○南川則之委員長 ありがとうございます。

執行部の説明の中でも、まだまだ議論せないかんとところがあるという話もされていまして、あまり踏み込まずに、その辺は止めたいと思いますので、またよろしくお願いします。

議長。

○河村 孝議長 委員長、何度もすみません。

戸上委員の指摘していただいたことは、すごく議会として、また決算の委員会として、すごく大事な部分だと思うんです。ずっと委員会の中でも、議会は拡充求めるばかりやなくて、財源には限りがあるんだから、スクラップする部分もぜひ提案してほしいというのは、前執行部の時の時代からもずっと言われてきていることなんで、そこを意識していただいて、あえて発言していただいたということは私は重々承知していますので、ありがたい話だと思うんです。

一方で、木下前議長がおっしゃったように、市長の国際都市の集まりのところですかね、そういった部分で

は、議会側としても、私もそういった委員会であるとか、温泉所在地の枠組みであるとか、そういった議長として、議会としての枠組みで、それぞれの枠組みに参加しているというところもありますんで、一方で、その辺はもう少し議論しなきゃならないという思いもあったもんですから、確認をさせていただきました。

非常に大事なところをご指摘いただいたことは重々承知しております。ありがとうございます。

○南川則之委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 ちょっとすみません、発言しているようですけども、この決算成果説明書の記述だけでは、分析がちょっと、この議会として、委員会としては、なかなかできないというふうに思うんです。そこで、僕は所管事務調査の2班で、山本哲也委員が提案をされて、そらええなというふうに僕も賛成したんですけども、執行部側のバランスシートのようなもの、1枚になって、そこにどんだけ費用対効果、それから人的な経営的な観点というような盛り込まれたものが、ほかの自治体でも出ていますし、鳥羽市ももうそれを進めとるみたいなんですけれども、それを議会に出してもらえれば、より議論が煮詰まってくと、深められるというふうに思います。

そうやもんで、次回の決算委員会になるというふうに思いますし、予算委員会にも関連するというふうに思いますもんで、そこも検討材料じゃないかというふうに思います。

以上です。

○南川則之委員長 分かりました。

ほかに、山本哲也委員、ちょっと意見がなかったですが、どうですかね。

○山本哲也委員 いろいろとありますけれども、先ほど戸上さんもおっしゃっていただきましたけれども、スクラップするところの部分、いろいろ今回、自分としてもいろいろ課題に思っ取り組ませていただきましたけれども、じゃ、それをスクラップしろと言うための根拠を、こちらもしっかり持った上で言わなあかんので、じゃ、それをこの期間でできるかという、なかなか難しいなというところなんで、上がってきた項目幾つかありましたけれども、それについて、じゃ、議会としてどう、本当にやめろというのかというところを、先ほど議長も言いましたけれども、それを個人個人とするのか、じゃ、果たしてこの委員会とするのかというところは、今後この議会の中で決めていかなあかんところ違うのかなというふうにも思いました。

なので、その辺は今回、幾つかピックアップしていただいた中から選びながらでもやっていってもいいのかなというふうにも思いますんで、またその辺は、どの委員会でやるかあれですけども、多分この委員会になるのかなとは思いますが、そういう新たな取組を始めてもいいんじゃないかなというふうには思います。

すみません、いろいろと挙げていただいていたけれども、これ、提言書のところの案についても、今意見させてもらってもよろしいですか。

○南川則之委員長 いいです。どうぞ。

○山本哲也委員 いいですか、すみません。これ、1番のところ、ちょっと気になる表現の仕方が2点ほどありまして、例えば1番の、より多くの鳥羽市の水産物を取り入れるべくとかというところ、これに関しても、根拠というか、今、じゃ、どんだけの品が出とって、じゃ、新たにどんだけのものが追加できるのかというのが何もないので、感覚的な感じがして、入れられるものがないのに言うとしてもしょうがない話やしというところもあって、じゃ、この辺はこうしっかり、こちらとしても、どういうものをととかと、具体的なあれは入

れるんやったらね、入れたらなあかんの違うかなというふうな感覚を持ちます、のと、あと、3番、これ有給取得率の向上しない原因の究明とかと書いてありますけれども、一応、去年からは上がってるんですよ。なので、こういう書き方をしているのかということ、明らかにこなす仕事量が多いということは言われとる中で、先ほどから出とるように、スクラップしていくことも考えていかなあかんの違うかとかということ、言うてきながらというところにしたほうがいいんじゃないかなというところで、何かこれだけやと、何か全然解決にならんような感じがするんで、その辺、こちらとしても、しっかりとした、何というんですかね、根拠を基に書いていったほうが良いような気がするかなという気がします。

以上です。

○南川則之委員長 ありがとうございます。

前段で言いましたけれども、これ、次長がまだ拾った段階ですので、肉づけされていないということですので、さらにもう一度、委員の皆さんの発言していただいた内容をしっかりと確認しまして、もう一度議事録起こして、それで全部を取り上げるの大変ですので、委員長報告に上げるのをさらにピックアップさせてもらって、また提言書にも上げていくということで、再度ドライブに入れて、山本哲也委員が言われたように、ここはちょっと表現は、もうちょっとこうしてくれとか、そんなことの時間も取れるようにということで、25日まではしていきたいと思いますので、ぜひまた皆さん、確認をよろしくお願いします。一生懸命、委員長・副委員長で確認して、さらに議長・副議長にも確認をいただいて、まとめさせていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 いいですか。ありがとうございます。

それでは、提言に係る文面等の最終まとめについては、正副委員長に一任いただき、かつ委員長報告における意見の取りまとめについても一任いただきたいと思います。

それでは、採決に入る前に、説明員入室のため、暫時休憩いたします。

(午後 2時10分 休憩)

(午後 2時17分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本議会に付託されました認定第1号、令和4年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、原案どおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、認定第1号については原案どおり認定することに決定いたしました。

続いて、認定第2号を採決します。

お諮りします。

認定第2号、令和4年度鳥羽市水道事業会計決算について、認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、認定第2号については原案どおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第21号については原案どおり可決することに決定いたしました。

市長には、当委員会での決算審査の様子を執務室で聞いておられたと思いますが、感想などを一言頂戴したいと思います。

市長、よろしく願います。

○中村市長 皆様には、決算認定のほう、全員賛成でお認めをいただきましてありがとうございます。

連日、9時から5時前後まで慎重審議、そして審査、ご苦労さまでございました。本当にありがとうございました。

委員長言われましたように、執務室のほうで、今回も途中来客もありましたけれども、聞けなかった部分は家に帰ってからユーチューブ等でも拝聴させていただきました。

今回は最後の最後の振り返りのところで、また大事な議論もされましたので、私としては、話はまとまっておられませんけれども、言われましたように、感想などを述べさせていただきたいというふうに思います。

今回、多くの意見、そして個々の意見、各課へのコメントがありましたけれども、個々に関することについては控えさせていただきたいと思います。

私思いましたのは、いろいろ事業がある中で、市がある限り未来永劫やっていかなければならないもの、年々によって多い少ないはあっても、道路や水道など、ずっとやっていかなければいけないもの、そしてスタートアップ的に何年か区切りを持って、3年とか5年とか10年を一つの目安にしてやっていくようなもの、それと世の中の、ちょっと言葉悪いんですけども、はやりのものといえますか、国がこういうふうな流れでやっていくからといって補助がついてきて、無理やりやるわけではないですけども、それに倣った形でやっていくもの、そして市ならではの、鳥羽独自にチャレンジしていきたいようなものというのがいろいろあるかというふうに思います。そういったものの説明も、もう少し委員の皆さんに説明もする必要があるのではないかなというのを感じたところでございます。

そして、今、地域共生社会へ向けてということと取り組んでおりますけれども、全国的にも言葉は流れていますが、具体的に取り組んでいるところというのは、鳥羽市以上にやっているところってなかなかないということで、先んじて取り組んでいるところですので、そういったところも、ちょっともう少し皆さんに理解をしていただけるような説明が必要ではないかなと思っているところでございます。

市民が喜んでやってもらっているものであっても、目的がずれてしまっているようなものもあつたり、そういったものについては、やり方を変えてでも、またその事業は浸透していくようなこともやっていかなければいけないのではないかなと思ったところです。

私ももちろん市民には接点はありますけれども、皆さんは皆さんの、また数だけ、市民の方の接点があろうかと思しますので、何度も言いますけれども、委員の皆さんには十分理解を得た上で進めていきたいというふうに思っております。

本日に4日間、南川委員長、瀬崎副委員長には大変ご苦勞をいただきまして、新しいメンバーも増えた中で、うまくいいますか、意見を引き出されて、議論が活発になったのではないかなということを、聞いていて思ったところでございます。

今回、皆さんからいただいた意見を基に、新年度の予算編成に活かしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○南川則之委員長 市長、ありがとうございます。

続いて、副市長には、今回の決算審査に4日間出席をいただきました。感想など一言頂戴したいと思います。

○立花副市長 副市長の立花でございます。

委員の皆様におかれましては、終日4日間にわたり、熱心にご審議いただき、またお認めをいただきましてありがとうございました。審議の過程におきまして、様々なご意見を賜りましたことを、今後の行財政運営に活かしていきたいと思っております。

令和4年度は、皆様もご実感されたとおり、コロナ対応におきましても、行動制限につきましては、ピーク時ほどの厳しさは緩和されたものの、感染が波状的に続いており、コロナ対応を行いながら通常業務を行い、また、将来に向けての業務についても、できる限り滞りなく進められるよう努めるなど、職員一丸となって取り組んでまいりました。

限られた職員数の中で、ワクチンチームを形成しつつ、かつ通常業務をこなすなど、職員の皆さんには精神的にも肉体的にもご負担をかけたと思っております。

このような難しい行財政運営の中で、何とか決算報告をご審議いただくことができたことに、一方でほっとしておるところでございます。

決算報告の書きぶりにつきましては、各課によってばらつきがあり、改善の余地がたくさんあると感じました。また、事前にも思っておりましたが、例年のように前年度との数値の比較で表現する方法につきましては、コロナの影響を大きく受けている年度同士の比較になりますので、なかなかちよつと表現し切れないんじゃないかなというふうに危惧しておりましたが、心配していたとおり、審議に当たり、委員の皆様には十分にご理解いただけるものになっていないものがかかり見受けられました。反省して、今後の決算認定書類の作成に生かせるよう努めてまいりたいと思っております。

長く続いたコロナ対応、まだ継続していると言っても過言ではないと思ひますが、職員の健康状態にもまだ影響が残っていますし、コロナによって事業の進捗が滞ってしまった事業や、対応方法を変えなくてはならないものも出てきております。また、数年来の厳しい財政状況の中で着手できずに控えているものもたくさんご

ざいます。

厳しい行財政運営はまだまだ続きますが、いろいろと工夫して、職員と一丸となって難局を乗り越えていきたいと思いを新たにしたところでございます。

委員の皆様には、ご協力願うことが多いと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

○南川則之委員長 副市長、ありがとうございます。

それでは、議長のほうからも一言お願いします。

○河村 孝議長 委員長、発言の機会をありがとうございます。

全体4日間を通してお話を聞かせていただいて、熱心な議論、皆さんご苦労さまでございました。まずは執行部の皆さん、委員の皆さん、そして委員長、副委員長、大変な運営だったと思いますけれども、上手にまとめていただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

令和4年度の決算ということで、全体的にはおおむね良好な決算だったのではないのかなというふうに、私は認識しております。

3年度から4年度にかけて、コロナの影響に振り回されたというのが4年度、出口が見えかけたというのが4年度だったのではないのかなというふうに思います。

そのコロナ関連の影響で、特に国の交付金や、国の支出金の増額で、膨大な事務量が地方自治体にかかったというところで、職員への負担がすごく大きかった年度が4年度かなと、3年度から4年度にかけてが、そういったところの通常業務まで影響が出てしまったと、そこを全庁的に、市長・副市長のリーダーシップの下、人員のやりくりをしながら、各課横断して助け合いながら乗り切ったのが4年度であったというふうに、私は認識しております。

財政面において、皆さん触れなかったんで、一部触れたいとは思いますが、監査委員さんの意見書が、皆さん読まれていると思うんですけども、その中で出とった話が、まさしく皆さんがおっしゃっていたことが凝縮されているのかなというふうに、私は感じました。公有財産の未利用地などの財産、引き続き積極的な売却と有効活用ということが監査委員さんから指摘されているのと同時に、少子高齢化の進展に伴い、増加傾向にある社会保障関係経費や公共施設の再整備に係る財政負担がますます大きくなることを見込まれるというふうに、監査委員さんも指摘されているとおり、基金において、目標であった数値はクリア、一応数字上クリアされているんですけども、将来、今年度中にまた大規模ハードの整備計画等々が議会のほうに提出されると思うんですけども、今後のそういった大規模ハード整備事業も踏まえた中で、基金とのバランス、財政とのバランスも、議会としては、そういった視点も持っていかなければならないのではないのかなというふうに感じました。

中身については、市長と同じように、個々には触れませんが、執行部に対しまして、事業でよい結果が出ている事業なんかは、もっと胸を張って、積極的にアピールしてほしいなというところが少し見受けられたので、何ら議会に遠慮することなく胸を張って、よい結果が出た事業に関してはどんどんアピールしていただきたいなというふうに思ったのが1点。これは、毎年議会のほうからも触れているとは思いますが、特に特筆すべきだった点で、観光商工課の成果説明書と提出資料の充実と分かりやすさという点においては、ちょっと飛び抜けているなという感じ、私個人的に感じましたので、各課事業がそれぞれ違うんで、一概に同

じようにはできないと思うんですけども、議会に分かりやすく説明することが、それがまた市民に分かりやすく説明することにもつながりますので、さらに研究を進めていただいて、決算結果の審査に臨んでいただくようお願い申し上げたいなというふうに思いました。

1点だけ苦言を言わせてもらうならば、令和4年度下水道特別において、一部事務的なミスで事故になってしまった案件、改めて決算のこの場において、二度とそのようなことがないようお願いを申し上げたいなというふうに思います。

執行部に対してはそういうことなんですけれども、執行部だけに言っても仕方ないんで、我々議会のほうも反省しなければならぬところがあるのではないのかなというふうに思いました。一部、予算審査、決算ですので、決算というのは、皆さんご存じのように、自分たちが認めた予算をいかに執行されて、その効果がどうであったかという基本スタンスは、私は外すべきではないというふうに思います。一部、予算審査の時に聞いておかなければならない内容であったりだとか、質疑をせずに、自分個人の感想や要望だけで終わってしまうということが審査の中で一部見受けられたんで、委員長のほうも再三注意された場面もあったと思いますんで、今後の改善をお願いしたいなというふうに思います。

いずれにしても、委員間討論の中で、振り返りで出ていましたけれども、この後、政策提言を執行部のほうには提出させていただきますので、令和6年度の予算編成にしっかり真摯に受け止めていただいて、反映していただきますよう、よろしくお願いします。

以上でございます。ありがとうございました。

○南川則之委員長 議長、ありがとうございます。

私のほうからも一言挨拶させていただきます。

瀬崎副委員長と共に決算審査を進めさせていただきました。委員の皆様には、毎日振り返りを行うことにより、その内容に対する理解を深め、情報共有することでより踏み込んだ議論をしていただきました。その中から、次年度の予算編成につながる重要な意見などを、今日集約できたと思っております。

委員の皆さんに、進行にご協力をいただき、4日間にわたり慎重に審査をいただいたことに感謝申し上げます。

また、執行部の皆様方にも、各委員の質疑に対してしっかりと説明をしていただきました。ありがとうございます。実務に携わる係長とか係員も、この委員会に出席いただけまして、しっかりと説明いただきました。それはしっかりと説明できたというのは、私は日頃、管理職の皆さんがうまく課内のコミュニケーションを取って、しっかりと働き方も考えながらできているのかなと思っております。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の委員会を終結しますが、決算審査に係る委員長報告については、委員長にご一任願います。

なお、来週19日には午前10時から予算決算常任委員会を再開し、議案第15号から第17号と議案第22号の審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれもちまして散会します。ありがとうございました。

(午後 2時35分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年9月15日

予算決算常任委員長 南 川 則 之